

第七十一回国会 建設委員會議録 第二十一号

昭和四十八年六月二十日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 服部 安司君

理事 大野 明君

理事 村田敬次郎君

理事 井上 哲方君

理事 浦井 洋君

今井 勇君

小淵 惠三君

渡谷 直藏君

林 義郎君

宮崎 茂一君

清水 徳松君

森井 忠良君

瀬崎 博義君

新井 彬之君

渡辺 武三君

出席國務大臣

運輸大臣 新谷寅三郎君

建設大臣 金丸 信君

出席政府委員

運輸省港務局長 岡部 保君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省河川局長 松村 賢吉君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

委員外の出席者

環境庁企画調整局長 三喜田龍次君

水産庁漁政部長 増満 二郎君

通商産業省化学工業局建築建材課長 原野 律郎君

建設委員会調査室長 曾田 忠君

委員の異動

六月十九日

石井 一君

堀山 静六君

浜田 幸一君

同日

補欠選任

丹羽喬四郎君

倉石 忠雄君

小山 長規君

同日

○服部委員長 これより会議を開きます。公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中島委員 今日、非常に大規模な公有水面の埋め立てが行なわれて、臨海工業地帯がたくさんつくられる。そのことによって各種の公害が激発を

して、海は死の海と化している。こういうのが実態であります。こういうおそれるべき事態を救うために、公有水面埋立法の全面的な改正に大きな期待を持った国民が多数いたと思うわけでありま

す。ところが今回の改正案は全面的な改正ではありませぬ。部分的な改正です。なぜ部分的な改正にとどめられたのか。国民の期待は、いま申し上げたように全面的な改正、そしてそれによって住みよい環境を守るといふことにある。この点ひとつ最初に大臣から御説明願いたいと思います。

○金丸國務大臣 お答えいたします。公有水面埋立法の法律は、御案内のように大正十年に制定されたもので、かたかなで書いてある法文でございまして、いまの時代からいえばまことに陳腐な法律であると思つております。私も全面的に改正すべきだといふ考え方を持つ一人でございますが、これが全面的に改正でき得なかつたところには、共管であるということ、いろいろ埋め立て許可の問題等について合意に至らないという面もありまして、全面改正ができません。そこで私は、この法案については今回の国会に提案することを差し控えようかと考えたわけでござい

ます。しかし、一歩前進だといふ意味で出したほうがよろしいといふ考え方を持たれる方もありますので、それでは一応この一部改正は一部改正として出して、なお全面改正という問題については今後鋭意努力して、近い将来に改正に踏み切っていくきたい、こういう考えのもとに今回一部改正

ということに相なつたといふことを御理解いただいたらと思つております。

○中島委員 運輸省の方、来ておられると思いますが、公有水面の埋め立てのほとんどは臨海区域内において行なわれているわけでありまして。そして今日まで産業公害の主要なものはこの臨海工業地帯、臨海コンビナートに集中をいたしております。このことについて運輸省はどういうふうにお考えになつておられるかということについてまず伺いたいと思つてます。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘ございました事実、私ども確かにそのとおりだと存じます。非常に問題点が起きておることは事実でございます。従来から私も埋め立ての、われわれの立場で申し上げますれば認可という立場になります、そういう立場におきまして、いわゆる国土の適正な利用と申しますか、あるいは公害防止であるとか環境保全というものを念頭に置いてきたつもりでございます。また、環境庁あるいは環境関係の都道府県の部局というものの意見も聞きつづ進んできたつもりでございます。ただ、非常に大規模になつてきておるといふことが一つの大きなわれわれの反省しなきゃならぬ点じゃないか。したがって、従来のような考え方はなかなか環境制御ということができるに、いまままでしたらこの段階でできたというものは、非常に集中し、規模が大きくなつたために問題が起きたといふことは確かにいえると思つております。したがって今後、これはいわゆる行政指導というふうなことでやつてきたわけでございますけれども、これを今回の法改正によりまして、いわゆる法定された一つの手段というものを、先ほども建設大臣の御答弁にもございましたが、まだまだ不十分だと存じますけれども、少しでもよくしようといふ考え方で法律を改正して、手続を少しも進めていきたいという考え方でございまして。

六月十八日  
青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願(竹中修一君紹介)(第七三三七号)  
は本委員会に付託された。  
本日の会議に付した案件  
公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)



はいかぬという点でたいま申し上げた次第でございます。

○中島委員 ぜりりプリントして出していただきたいというように思います。いかがですか。

○岡部政府委員 ちよつと時間がかかりますけれども、御要望であれば提出させていただきます。ただ、特にお急ぎであれば、どの部分という点、御指摘があれば、その部分のリプリントを先にさせていただきますかと思ひます。

○中島委員 現在行なわれております、先ほどお話のあった新しい五カ年計画ですね、これがどういふ方針によって作成されているか、つまり内容的にいつてですね、というところでありま。これは、ある論文によりますと、これを全部拝見したら非常にはつきりわかると思ひますが、まだ資料として私手元にいただいております、先ほど資料要求したばかりですから、これによりますと、公害問題というのには最後の一行ぐらゐに、公害防除のために必要な配慮を加えるというふうにあるだけでございまして、実際には新産都市を進める、工時を進めるということが具体的な内容となつてはありませぬか。

○岡部政府委員 たいまの点でございしますが、これはちよつとおとを返すようになりま。けれども、私どもの考え方、いわゆる新産都市計画あるいは工業整備特別地域の計画等の計画が確かにベースであつたというとは否定いたしません。したがつて、そういうような考え方あるいはそれ以外の新たな新全線の考え方、そういうものを織り込んでございまして、そういう計画自体で、確かに新産都市の整備計画あるいは工時の整備計画という点で環境問題に視点が移つたというふうなことは御批判があると思ひますけれども、そういう計画で一つの考え方というものはまともなものでございまして、そういうものに従つてのものであるというふうに私も考えております。たとえば新全線になりますと今度はだぶ環境問題というのには、また御批判があるかもしれませぬが、新全線自体、相当環境問題というのには力説し

ているところでございまして。したがつてそういうような考え方、ベースの計画というものと、当然それぞれの港の管理者の立てる港整備計画というものと、両方が合つた一つの計画が出てきておるといふようなことではございまして、ああいう計画の中にその点を力説しているし、かたが足りないといわれれば、いまだあつたら確かにもつと力説いたしたと思ひますけれども、決してそれほど無視しておつたという考え方は私はないと思ひます。

○中島委員 新産、工時をどんどん進めるということで、現実にはもう冒頭申し上げたやうな、今日のきわめて大きな公害問題が発生してきていゝわけですね。現在、やはり問題は、この方針をいふより転換する。そしてそのためには同時にまた、全面改正になつて一部の改正、法律の問題でいへば、ということでは私はこれは救われないうのじゃないかというふうに考えているのです。しかし、きよはこれ以上この問題についてこゝで議論をどうしようということではありませぬ。具体的な問題に入ります。第三条の關係なんですけれども、今度の改正案によりますと、「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ運滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトモニ」云々と、こうなつております。そこでお伺ひしたいのですけれども、告示の方法が法律で規定されておりましたけれども、実際にはどんな方法でやられてきたものでしょうか。

○松村政府委員 お答え申し上げます。従前どういふ方法で告示されてきたかという御質問でございますけれども、従前の理め立ての關係につきましまして告示をいたしましては、免許の際に告示をしておりますが、これは県の広報、こういうもので告示をしております。

○中島委員 しつこいようですけれども、県の広報で告示をしてきた。しかし県の広報は一体何%くらい県民が読まれるものか、そういうことについて調べられたことがありませんか、つま

り、広報で告示しても実際にははたして県民に知らされるのかどうか、実効的な効果を持つのかどうかということが私の知りたいところなんです。皆さんのほうでお調べになつたことがありませんか。

○松村政府委員 統計的にこれがどのくらい見られていゝかというのを調べたことはございませぬ。ただし、県の広報というものにつきましましては、やはり県がやりました施策その他について周知徹底するために出すものでございまして、これはやはり公的な告示手段として適当なものではないかというふうに考えております。

○中島委員 新しく改正案を出されて、それがここに告示をするというふうな書かれておりますが、これからの告示のやり方は一体どうされるつもりなのかということについて伺ひたいと思ひます。

○松村政府委員 従前の方法でやりたいと思つております。ただし、これがその他の方法等、県において適当なことがある場合においてはそれをやるのに支障はないと思ひます。

○中島委員 これはそのあとのところを眺みますと「三週間公衆ノ縦覧ニ供シ」ということでもあるわけですね。したがつてもつと周知徹底できるというふうな方法を考案する必要があるのではないかと私は思ひます。そういう点では、五百メートルおきぐらゐに立て札を立ててほしいと思ひますが、もつと皆さんにわかるように、そういう方法というふうなことを積極的にやるべきじゃないかと思ひます。その点で、従来と同じような方法というふうなままお答えでありましたが、何かもつと改善しなければならぬというふうなことをお考えでしたら書いていただきたいと思います。

○松村政府委員 實際問題といたしましては、大規模な問題になるような理め立てについては、すでに、これが行なわれるということについては大部分の者はおそく承知しているのではないかと思ひます。しかし、といていましてこれを告示しないうことではございませぬで、これを周知徹底させるという手段、これは広報を使うという

ことが一番適当だろと思ひます。ただし、都道府県知事がこれで十分でないと思われた場合に、他の適当な方法、立て札の方法がいゝかどうか、これは問題だと思ひますけれども、これをやることについては支障はありませんし、私のほうといつたしましても、これを明示する考えはございませぬけれども、指導手段といつた思つては極力これが徹底するように指導したいと思つております。

○中島委員 普通ですと、この告示をするという場合にはその方法を法定しているわけですね。法律で定めておられます。今度の法律にはこの告示の方法を定めておられませんけれども、これは法律的に許されることですか。違法じゃないのですか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。法律によりまして、直接法律の条文、たとえば商法等の条文で告示の方法を義務づけている例もございまして、同時にまた墓地、埋葬等に関する法律によりますと、施行規則、省令等でもういつた告示方法を規定する場合もございまして。特に古い法律におきましてはそういう事項は法律事項でないというふうな、形式的に私どもとしては解釈しております。

○中島委員 いま省令等でやられるというお話がありました。しかしその場合でも、省令でそれを定めるというのを法律で規定するのじゃありませんか。

○川田政府委員 やはり、個々の法律によって、そういう委任をばつきり書いてある場合と、古い法律等においては単なる告示義務だけというところでやつていゝ例もございまして。県の一般的な命令等の告示様式としては県の広報を使うというのがたてまえてある次第でございまして。

○中島委員 せつかくいまして、新しく改正案をつくられたわけですね。改正案をつくられたのですから、古い法律だからというふうな規定のしかたはなかつたとおっしゃるのですけれども、せつかく改正案をつくられたときに、なぜそれを最近行なわれていゝようにきちんとやはり告示の方

法について法定をするというふうに改められないのか。私は改めたほうがいいと思ふのです。たとえば、これは一つの例ですけれども、土地収用法ではこの問題についてどういうふうになっております。「建設大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならぬ。これは何も土地収用法だけではありません。ほかの大多数の法律がそうです。そしてそのこともまた認められると思ふのです。せっかくいまここで改正案をつくられた。だとするならば、告示をどういう方法で行なうのかということも当然法定をするというようにするべきじゃないでしょうか。

○川田政府委員 土地収用法ではそういうふうになります。こまかい表現を書いておられます。戦後の法律で丁寧に書いてあるわけですが、公有水面埋立法では非常に簡潔な表現で大体条文等が書かれております。そこで、累が告示するという場合には当然累取とらいうものを使うということを前提にして書いてありますので、そういう表現をとつたわけでございます。

○中島委員 古い法律が下敷きであるから、だからどうしても古いやり方になってしまうというまのお話なんです。私は、わかっていることには新しい点を整えるというところにはいい問題じゃありませんか。古い法律だから古い方法に従っていくんだ、告示の内容も方法も具体的には示されていない、そういうことになっていくわけですね。重ねて伺いますけれども、何もそこについて改善しようというよりな考え方はないわけですか。やはり古い法律だから古いようないやり方で改正案を提出していくのだ、こういう考えですか。

○川田政府委員 私お答え申し上げている趣旨は形式上の問題につきまして、そういう「都道府県知事が定める方法」と書くことも同じ意味合いでございますというところで御答弁申し上げた次第でございます。運用上の問題につきまして、先

生からいろいろ御指摘いただいた点について改善する必要がないというようなことは毛頭考えていない次第でございます。

○中島委員 もう一つのこの条項に関連してお尋ねしておきたいと思ふのですが、第三條の三項には「縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得」ということになっているわけですが、この提出された意見書はどんなふうに取り扱われるわけですか。

○松村政府委員 提出された意見書につきまして、審査にあたりましてその意見を十分反映するように措置いたしたいと思つております。

○中島委員 反映するようにはいたしたいというのはあなたの見解ですか。

○松村政府委員 私の見解ということではなく、この法律を施行するにあたり、そういう指導方針で進みたいということでございます。そういう指導方針で進みますし、またこれを認可するにあたりましては直接やるわけでございますから、これが反映するようにはいたします。

○中島委員 そういふ指導をやるというお話のようですが、しかしこれは文字どおりお話をば、意見書を提出することができると。出た意見書に対して、見なくてもよろしい、返事もなくてよろしい、審査もする必要はない、あるいはこれを取り上げようが取り上げまいが、こういうことになるわけでしょう。法律の条文からいうならば、この取り扱ひについて法律の上で何らの規定はないわけですから、せっかく一生懸命意見書を書いた、埋め立ては反対だ、これはたいへんなことになるといふわけが意見書を書いたけれども、読んでくれるかどうかはわからない。法律の条文からいへばそういう内容じゃありませんか。

○松村政府委員 法律において意見書を提出するということとは、これは出したものはどうしてもいいということではないと思ひます。出された意見については、それを審査する際に十分にその内容を検討し、その審査をする際にこれが一つの

重要事項として取り扱うことが法律の精神だと思ひます。

○中島委員 その意見書について返事をされるというふうなことはやられるのですか。そういうことも含むわけですか。

○松村政府委員 法律でこれに対して返事をするということとは定めておりません。ただし、この問題につきましては重要な意見、あるいはこの問題につきまして特に必要な場合等においては、これがどうなつたということを返事することはできると思ひます。

○中島委員 少なくとも口頭審理くらい聞く、意見書を出した人にはちゃんと来てもらつて、よく直接話を聞いてそれを審理するというようなことくらいやるのはあたりまえじゃないでしょうか。そしてそのくらいのことではこの法律の中に書き込んでおくべきじゃないでしょうか。

○松村政府委員 その意見の中におきまして特に内容の不明な点、あるいは特にそのお話を聞くほうがベターだというふうに考えられる場合に口頭的なお話を伺うことは当然あり得ると思ひますけれども、これを一般的に、一律的に全部口頭審理するということに義務づける必要はないのではなからうかと考えられます。

○中島委員 それじゃせっかく意見書を出したって、「意見書ヲ提出スルコトヲ得」といつたつて、全く心もとなじやありませんか。意見書は出した、それは出した相手先の人判断して、そしてこれはたいしたことじゃないという判断をしたらもうそれっきり、これは少し重要なようだという場合には呼んで聞いてみるというお話なんです。まことに不確定なお話でありまして、これは意見書を出した人自身がたいへん意欲を喪失するのです。重大な問題だと思ふからこそ意見書を出す。それについての扱ひが恣意的な判断にゆだねられるというのですか。

○松村政府委員 意見を提出された方が口頭で御意見を申し述べ、あるいはそれに対しての回答等を聞きたいという場合において、それを行政の手

段におきまして措置することについて妨げないと思ひます。(中島委員「ちよつと聞き取りにくかつたから……」と呼ぶ)これは実際の行政をやるときにおきまして、そういう意見を申し述べるといふことを事実上の行為としてされる場合に、これをお伺いし、それに対しての意見等を申し述べることとは、これは実際の問題としてはできると思ひます。

○中島委員 そうであるならばなぜここにそういうふうには書かないのか。趣旨がそういうものであるならばここにはつきり書いたほうがよろしいじゃないか。これだけだつたらそういうふうには讀み取れないのです。

○川田政府委員 公告、縦覧の結果提出された意見書についての取り扱ひの問題でございますが、これはやはり意見書ということでございます。行政官庁が行政処分をする際の重要な判断資料という意味で私どもはこれを重視すると思ひます。ただし、それが拘束力を持つものであるかどうかということにつきましては、法律上の拘束力を与えるということにはやはりなかなかないかと思いますが、行政運用上は、相当な、妥当な御意見とか、非常に少数の意見であつても十分尊重しなければならぬものもございまして、し、また同じ項目によつて、判断をする都道府県知事としても当然重視しなければならぬケースを私どもは考へているわけでございます。

○中島委員 私は、単なる判断にゆだねるべきじゃなくて、やはりはつきり明文化して、審理を行なうというふうにするべきだと思ふのです。しかし、なかなかそういうふうには改められないと思ひます。第四條の免許の基準の問題ですね、その中の特に第二号「其ノ埋立方環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」というのが今度新しく免許の基準として加わっているわけであり、この埋め立てについて十分に配慮されてい









ければならぬというの、たとえはいままででは沖がかりで遠くからはしけで運んでおつたようなものについて、やはり岸壁をこしらえてということになりますと港灣をいじることになるわけであります。そういったものが全部例外であつて、原則としてやらないのだ、いまの自然環境のままで、何もそれに対して建設工事をしないのがいいのだというふうには私は考えていないのでございませう。もちろん、これをやるにつきましたは、建設大臣も全然同様の御趣旨であると思ひますが、最近あらゆる角度から、海洋の汚染問題とか海洋における公害の問題が方々から提起されておりますから、これはもういまのわれわれの港灣整備にありまして第一義的に考えなければならぬ問題だと思つておる次第でございませう。

率直に申し上げて、あるいは差しさわりのあるところがあるかも知れませんが、従来の工業港と称せられるもの、これは非常に専門的な港灣設備はしておりますけれども、これにつきましましては私は反省すべき点があると思ひます。そういった工業港を整備するに急のあまり、いまお話しのような公害の面を若干第二義的に考えたのじゃないかと思はれるようなものもあるようです。ですから、われわれといたしましてはそういった問題に対してはいま正面から取り組んでおります。そういったものにつきましては、公害がこれ以上拡大しないようにということで、都道府県に対して適切な指導をしながら建設を進めましておるといふのが現状でございませう。

でございませうから、埋め立てはもうしないほうがいいのだ、例外的な場合以外はしないのだという表現をお使いになりましたけれども、その点についてはいま申し上げたように、やはり私は、必要な港灣の整備はしないと、これは日本の国民経済あるいは日本経済を維持する上にとりしても困るような問題が出てくるんじゃないかと思ひます。その場合におきましては、都道府県知事ももちろんその地域の住民の方のことを考えまして、漁業問題その他考へて、公害の発生を最小限度に

とどめるように努力をせられております。私もこのほうは都道府県知事のつくつた計画に対して認可をするわけですね。その場合にいま申し上げたようなことを十分考へてやらなければならぬと思つておりますし、法律にも書いてありますように、一定規模以上の港灣につきましては、これはそのほりの一番の中心であります環境庁長官とも十分協議をして行なうということになっておりますから、この点は皆さんの御期待に沿えるような行政運営ができるし、しなければならぬという気持ちでおることをお答えいたしたいと思ひます。

○中島委員 どうも時間が次々経過してしまつて、はなはだ私は困つて居るのですよ。いま運輸大臣、そうおっしゃつたのです。しかし午前中にいろいろお尋ねしましたところでは、なかなか納得したい問題がずいぶんある。

それで運輸大臣、いまそうおっしゃいましたけれども、新五カ年計画をつくつていらつしやる。それで臨海工業地帯を四万ヘクタールもつくる。こうなつて居るわけですね。では、これは今度は見直しを全部やつて根本的に再検討される、あるいはこういふのはやめるのだということなんです。その辺まで話がいきまさんと、どうも建設大臣の言つておられることと運輸大臣の言つておられることが、同じことを言つておられるというふうには受け取りがたいのですね。どうなんですか、これは。

○新谷國務大臣 私のほうとしましては、いま行なつております現行の港灣整備五カ年計画、これはさつき申し上げましたような意味におきまして非常に足りないところがあると思つておるわけでございます。足りないといふのは、敷をふやすとか拡大するといふことだけじゃございませぬ。内容の点におきまして、あらゆる角度から見てこれで足りないと思つておりますものから、来年度の予算以後、四十九年度以降におきまして新しく新五カ年計画を立てたいという考えを運輸省は持つておるのでございませう。ただ、この点はまだきまりませぬ。政府として新しい五カ年

計画を立てるがいい、またこういふ方針を立てたほうがいいといふことはまだきまつておりませぬ。したがうして、新しい五カ年計画についての方を考へて、新しい五カ年計画について申し上げる段階には立ち至つてないのでございませぬ。しかし、新しい計画を立てますにつきましても、運輸省としての考へ方は先ほど申し上げたおりの考へ方でもつて立てなければならぬと思つておることは事実でございませう。そういう方針で進みたいと思ひます。

○中島委員 ちょっと納得しがたい御答弁なんです、ほんとうでしたらもう少しあれなんです。時間の関係もあるので私もほらほらきよりは質問をやめなければならぬと思つて居るのですが、まだいまの御答弁では、午前中の話とからんでみますとちよつと納得しがたい。それで、きよりは質問を打ち切りませうけれども、実はもう少し質問を続けさせていたいただきたいのです。委員長、別の機会に……。

○服部委員長 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○服部委員長 速記を始めます。  
北側委員 一君。

○北側委員 運輸大臣のお時間があまりないようですから、私、簡単に御尋ねしてまいりたいと思つて居るのです。ただいまのやりとりを聞いておりました、具体的なことは上の環境保全その他につきましましては、今度の改正案についてははっきりしたところあるわけですね。はたしてこれを具体的にどのようにするか、これが問題じゃないかと思つて居るのです。私、思ひます、たとえばいままでのいふゆる埋め立てによりまして非常な水質汚濁とかいろいろな公害が生じておるわけですね。そこで、これからの埋め立てで計画を見ますとずいぶんあるわけですね。もう方々で、瀬戸内海あたりですと七割も埋め立てされるのじゃないか。各種の統計でもそうなつておるわけですね。そういう点で、やはり日本全国の環境保全のために、この埋め立てをやめるについ

て環境を完全に保全されるというより立場は立つた科学的な調査をやらなければいかぬのじゃないかと思つて居るのです。片方では、運輸省は運輸省で免許をおろす、知事は知事である。たとえば漁港あたりですとこれは水産庁になりますね。そのようにばらばらなんです。ばらばらにやつていくとどうしても環境の保全というのは非常にむずかしいのじゃないかと思つて居るのです。そういう点についてどのようにお考へになつておられるか。これは運輸大臣だけの質問じゃないかと思つて居るのです、その点どうでしょうか。

○新谷國務大臣 私からあなた御質問に対して全般的なお答えをするのは困難だと思ひますが、私のほうを受け持つておられますのは港灣でございませぬから、その観点からだけ申し上げますと、港灣といひましても、いまおっしゃるような一般環境の保全の問題もございませぬ。それから港内にはやはり漁業権の問題もございませぬ。したがうして、関係官庁はやはり幾つかに分かれておるわけでございますが、それは決して運輸大臣が今日までもそれをただ強断でやつて居るわけじゃございませぬ。それは都道府県段階におきましても関係の方面と十分な折衝をし、地元の方々に納得を得られるような方法をおもひまして計画を策定して運輸省に持つてくるわけでございます。そこで運輸省としましては関係各府と相談をいたしまして、環境保全それから公害の防除ということについては力を入れてやりますというところを先ほど申し上げておるのでございませぬ。今度の埋立法につきましても、この点に關しては先般衆議院を通じていただきました港灣法の一部改正案の趣旨と全く同じだと私は思つておるのです。いままでは埋め立ての免許基準としましてそういうものがなかつた。これはなくともそういうことを行政裁量の上で考へたといひわけですけれども、今度それを明定したといひます。そこに政府の意思があらわれておるわけでございます。おっしゃる通りにこれは運用の問題が大部分だと思ひますが、運用の問題につきましましては一々の――私の

が、運用の問題につきましましては一々の――私の

ほうから言いますと港灣につきまして具体的な環境保全とか公害防除とかいうことにつきまして、一々の港灣についての基準を法律上出すということはできませんから、やはりその趣旨を非常にはつきりと書いて、その運用について各省が協力をし、最大限の努力をするという以外には方法はないと思います。われわれのほうは非常に関係が多いのでありますから、先ほども申し上げましたような趣旨におきまして、国会における御論議の趣旨を十分参酌いたしまして、環境の保全、それから公害の防除ということについては最大限の努力をするようにしながら港灣の整備というものを進めていきたい、こういうふうに考えておることをお答え申し上げたいと思つておる。

○北側委員 いままで免許権者である知事という御相談なさつてこられたと言つても、実際は非常に環境が汚染されたことは事実なのであります。これはもう認めざるを得ないわけですね。そういう点で今度は改正法が出たわけですね。でも、この改正法が出た以上は、この改正法が出たことによつて、いままでの埋め立てとは違つたのだというふうな面が明らかにならなければならぬと思つておる。これは私の考え方の一つです。そのためにこの改正案が提案されたんですね。今度はその免許基準というものがはつきりしなければならぬと思つておる。そういう立場から見れば、各局がばらばらでなく、やはり総合的な日本全国の環境保全の立場から埋め立てというものを直していかねばならぬ、そういう時点が来ているのじゃないか、こう私は考へるわけなのです。

大臣のおっしゃつておることは、結局ここに書いてあることをいままでと述べられたわけですが、いままでの法律ですとこれだけ環境が悪化しておるのに、もしこれ以上免許されて埋め立てをじゃんじゃんやらされた場合にはいろいろな問題が出てくると思つておる。たとえば瀬川の埋め立てに対して山口県でも県議会が反対の決議をおつたわけですね。こういう事案も起つておるわけ

です。これも運輸省のほうにいつておるはずで、あとから聞こうと思つておる。そういう点に対してやはり所管大臣が全国的視野に立つた環境保全の立場からの埋め立て計画というものをやらなければならぬのじゃないかと思つておる。大臣、時間がありませんが、あとつとまた運輸省のほうに聞いてまいりますから、どういふ質問があつたかよく確かめていただきたいんです。所管大臣がそれを御存じないようでは話になりませんので、よろしくお願ひします。

建設大臣もいま聞いておられたとおり、たとえば、この法律が成立した当時の、湾や海岸の一部を埋め立てる、そういうものじゃなくなつてきたと思つておる。この法律自身が、そういう面でも、もうすでにこの法律が成立して五十二年たつて、たとえば経済状態におきましても社会情勢におきましても、また周囲の環境、もうすべて大きく変動しておるわけですね。そういうこの法律の一部改正が出まして、特に第四條関係でたつたわけです。お聞きのとおり「環境の保全又は災害の防止に十分配慮」する、このよになつておるわけですね。しかしここで一番大事なのは、「埋立ての免許の基準を決定し」ということ何らかの基準がなければならぬと思つておる。その基準をどのようにならぬか、こういう問題ですね。それが一つと、またその基準を立てるためには全面的な埋め立て計画というものを立てて、こういう埋め立てをやつた場合に環境はどうなるのか、そういう科学的な調査も必要じゃないかと思つておる。それをやつてはどうかという意見をいま私は申し述べたわけですが、建設大臣のお考え、どうでしょう。

○金丸国務大臣 先ほど河川局長から御質問に答えた問題でもおるわけですが、これをやりながらの間にいろいろなことを言つておりました。私が、私一つのワケというものはあつてしかるべきだと思つておる。そういう意味で、今後この法律が通つた時は関係官庁と十分な連絡をとつて、そ

の尺度というものはきめるべきだ、こう考へております。○北側委員 もう大臣でなくてもけつこうです。が、いわゆるこの第四條関係の「埋立ての免許の基準を法定し」とありますが、この基準は具体的にどうなつておるのですか。○川田政府委員 お答え申し上げます。公有水面埋立法の関連の政令改正の中で、改正法の二条三項五号の「命令ヲ以テ定ムル図書」とあることを示す文書をつけさせるという形で、それを土台にしましてそれを審査することによりまして、環境保全についての配慮を行なうという考へ方でございます。

○北側委員 先ほど運輸大臣も、環境保全についてはいろいろいふ言ひでもなされてきた、このおっしゃつておるわけですね。だからこの「基準を法定し」といふ、そのことばだけの問題じゃいけぬのじゃないか、私は思つておる。そこには何らかの形の基準といふものがなければ……それはもう場所場所によつていろいろ違つていふ。しかしそこが環境悪化をしないといふはつきりした一つの基準といふものがなければいけぬ。この基準をどうする、そこらについてどう考へるのか、このよになつておるのか、また免許権者たる知事に対してどのような与え方を考へるのか、そこらはどうなんですか。○川田政府委員 具体的な運用に入りますと、免許官庁自身としての判断というものはもちろん持たなければなりません。その際には、重大な埋め立て、特に認可を要するよう埋め立てにつきましては、運輸大臣、建設大臣はそれぞれ環境庁長官から意見を徴しまして、それによつて判断します。その際の環境的な判断基準になるものさしと申しますのは、やはり公害対策基本法の環境基準であり、水質汚濁防止法とか大気汚染防止法とか、そういうそれぞれの環境に対する基準といふものをのさしにしまして、具体的に上がつてきた申請書に付せられたそのような措置等がはた

してだいたいよふか、それらの基準を満足させるものであるかどうかというところの判断を知事や大臣がしなければならぬわけでございます。そういう立場で、具体的に、統一的に何かはつきりとした判断基準を示されることができれば一番よろしいわけでございます。ただ、いま建設大臣からお答えがございましたが、その線に沿いましめてわれわれも一生懸命努力をいたしまして、一刻も早くそういうものができるようにつとめなければならぬと思つておる。

○北側委員 たゞは田中総理が発表しました日本列島改造論、この中でも工業港と普通港の整備について話しておるわけですね。それも結局埋め立てをやつて工業用地の造成をやつていく、こういう考へ方なんです。そのよになつて、いままでのやり方を見ても同じようなケースになつていくわけですね。御存じのとおり、けさの新聞あたりでは、水産庁の発表によりますと、四十四都道府県でもうすでにその中の三百三十四カ所五百七十七ヶ所、そういう面から考へますと、この埋め立て事業といふものはこれからの食物の問題にも非常に大きく影響してくるのじゃないかと思つておる。そういう面から考へますと、この埋め立ての事業といふものは、抽象的な考へ方で環境の保全といつておつても、実際にこれをやらされた場合にはたいへんな問題になる、このよに見ておるわけ

です。この前の委員会でも、環境庁長官の意見を聞く、この問題についていふん論議されておつたわけですね。ほんとうは環境庁長官の同意を求めるとか、そこまですりつとくつたらいいのじゃないかと私も思つておる。この問題については協議をやつたらどうかとか、いろいろ意見が出ておりましたが、そこまですりつかないと思つておる。この基準といふものが私の正直な気持ちなんです。この基準につつましても、たゞはあなた先ほど公害基

礎法に書いてあるように、埋め立ての免許の基準を法定し、その基準は具体的にどうなつておるのか、この問題についていふん論議されておつたわけですね。ほんとうは環境庁長官の同意を求めるとか、そこまですりつとくつたらいいのじゃないかと私も思つておる。この問題については協議をやつたらどうかとか、いろいろ意見が出ておりましたが、そこまですりつかないと思つておる。この基準といふものが私の正直な気持ちなんです。この基準につつましても、たゞはあなた先ほど公害基

本法とか防止法とかいろいろおっしゃっておられましたが、複合汚染等された場合、これがいままでもあったわけですね。それで現に環境が悪化されていろいろ問題が出てきたわけですから、そういう面から見ますと、環境庁長官の同意ということにした場合は、やはり意見を聞くのとはだいぶ変わってくるのじゃないか、こういう考え方を私も持つておるわけです。これについてはどうですか。やはりこの間と同じ答弁ですか。

〔委員長退席、大野(明)委員長代理着席〕

○川田政府委員 前回もお答え申し上げた次第でございますが、運用にあつたての精神的な私どもの心がまえのほうはやはり一番大事ではないかと考えております。環境庁長官の御意見を求めるといふ立場は、専門的な環境保全という立場から一番責任を持った方の御意見を伺うわけでありまして、それを極力尊重し、順守をするというところは当然の義務と考えて、そういう条文を置いたわけでございます。

○北側委員 何やらこの間と同じような答弁ですね。環境庁はお見えになっておられますか。この埋立法によつてずいぶんいままでもコンピナート、大きな工場、これが利用されておるわけですね。そして深刻な公害問題が発生しておりますが、おも立つた場所はどういうところですか。

○三喜田説明員 お答えいたします。戦後のコンピナート、大規模な工業立地によりまして環境が悪化したという事例は、古くからの工業地帯では川崎、それから戦後新しく開発されました四日市、それから水島というような事例がございます。

○北側委員 いま言われたほかにまだ方々にあるわけですね。このようにいままでの公害は非常に深刻なだけに、この法律案について私たちが環境問題を非常にやかましく言つておるわけなんです。そういうやりとりをやつておりました。いまのような答弁だと思つて、法律論にすつと入つてまいります。この法律案によりまして

と、埋め立てに關する利害關係を有する者、これは第五条の一つに該当する者、このようにありますが、この第五条のいわゆる利害關係者をつつ説明してもらいたいのですが……

○川田政府委員 公有水面埋立法第五条の一号から四号まで、「公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者」といふ權利者の列挙をいたしておりますが、まず一号の「法令ニ依リ公有水面占有ノ許可ヲ受ケタル者」と申しますと、河川權利者と海面と重複して

いるような場合があるわけでございますが、たとへば公有水面に對しまして河川法上の排水工作物の許可を受けた者というのがございまして、この一号の「法令ニ依リ」と申しますのは必ずしも公有水面埋立法をさすものではございまして、河川法等の規定によりまして、公有水面、今度は海のほうの上に、河川法との接点のような場所において河川法上の工作物設置の許可とか、あるいは流水占有の許可を受けた者というようにございまして、考えられますので、そういった權利者がまず一号で考えられております。

それから二号の關係でございまして、二号は、先生御承知のとおり、漁業法によりましてこの漁業権または入漁権でございまして、漁業権のほうは大体漁業協同組合が持つておる場合が大部分でございまして、

それから三号のほうは、——ただいま私の説明、一号と三号、ちよつと入れ違ひまして御説明申し上げましたので、まず三号がたまたまの河川法等の流水の占有とか引き水等の權利者でございまして、それから海水の權利者でございまして、一号は占有権のほうでございまして、河川法による水面の占有あるいは河川法による占有の許可を得た者が一号でございまして、

それから四号は塩田の場合が考えられております。四号は、「慣習ニ依リ公有水面ヨリ引水ヲ為シ又ハ公有水面ニ排水ヲ為ス者」で、四国地方の塩田業者等につきましては、慣習的に、慣習的に海水の引用等が古くから認められておりました、そういう方々に対する配慮の規定でございまして、

なお、四号についてはあまり例はそう多くはないかと思われまして、失礼いたしました。

○北側委員 この第二番目の漁業権者、入漁権者、この範圍はどのように見られておられるのですか。

○川田政府委員 漁業権者及び入漁権者の範圍は、それぞれ漁業法によりまして權利として認められた方々を考へております。

○北側委員 先ほど少し述べましたが、山口県議會では四十七年の七月十七日に警備埋め立て事業による海水汚濁防止に關する決議をやつておるわけですね。これは山口県知事名で運輸省にも環境庁に對しても、環境保全の立場で申し入れがあつたわけですね。これはやはり瀬戸内海の赤潮にも非常に大きく影響しているようですね。こういう漁業者といふのはこの中のいわゆる權利者に入つておらないわけですね。海といふのは御存じのとおり、埋め立て等によりましてそれが対岸にも影響してくるわけですね。対岸になることもあります。それが遂に、周防灘開発でも相当大きな開発です、あれが実行されますと、そうするとその地域への影響だけじゃないのです。それは權利のほうに入らないのですか。

○川田政府委員 第五条に掲げております漁業権者は、公有水面の埋め立てに際しまして埋め立ての免許を与える地方長官が、事前に埋め立て業者がその方々の完全な同意を得てやるかどうかといふことを確認すべき対象の漁業権者でございまして、いわば埋め立て区域そのものの中に含まれておる漁業権者、したがつて、その方々の同意がなければ当然埋め立ては認められないか、こういう考へ方でございまして、ただしそれ以外のこと、たとえば隣接海域の漁業権者の方で当該埋め立てによつて実害を受ける方がないわけでもございませぬし、考えられることでもございまして、そういう方々に対しては、民法の一般原則によりまして、不法行為に基づく損害賠償という法規の規定もあることでもございまして、それに至らざる前に、事前に補償等の打ち合わせをやることは必要かと思つておられます。そういう隣接海域の方々の完全なる同意を得なければ埋め立ての免許をなし得ないとするかどうかというところについては、やはり相当問題があるのではないかと考へております。したがつて、事前に、埋め立て免許をもらつたあたりから同意をとらなければならぬ相手としましては、やはり五条二号の、漁業法で定める当該海域における「漁業権者又ハ入漁権者」といふことでもよろしいのではないかと考へる次第でございまして。

○北側委員 この第三条關係では、当該「埋立法」利害關係者有スル者ハ」といふことになっておるのです。ところが、私は非常に範圍が狭いように思ふのです。もう少しやはり範圍は、それはどこまで広げるか問題点があるように思ふのですが、しかし、少なくとも警備の開発によつて山口県側の漁民が、これは一つの例として出てきておるわけですから、そういう面についてはやはり相当考慮してやらなければいけないのじゃないか。そうしないと、「埋立法」利害關係者有スル者ハ」と同項ノ縦覧期間満了ノ日迄「意見書も出せないのです。そういう人は、対岸の人はこの法律からいふとそうなりません。

○川田政府委員 ただいまの御説明、ちよつと途中で足りませんでしたので、さらに補足したいと思つておられますが、そういう隣接海域だけでなくて、いづれ關係都道府県知事という考へ方でございまして、対岸の県ももちろん含むという考へ方でございまして、この第三條の三項を考へております。そこで、まず埋め立ての免許の申請を受理した都道府県知事は告示をするわけでございますが、その告示をしたときには直ちにその旨を關係の都道府県知事、たとえば福岡県知事から、潮流や何かの關係で影響があるという場合には対岸の山口県知事に通知をするという義務づけを考へております。そして、その通知をもらつた都道府県知事はさらにそれを自分の県の中で告示することに義務づけを考へておられます。これは政令でやりたいと思つておられます。

りして、その告示を見た「埋立ニ関シ利害関係有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得」ということございませぬから、これは利害関係を有する者は、告示に關連してどなたでも意見を出し得るといふふうに考えておられます。

○北側委員 もう一度、いまのどなたでもというの、第五条以外のいわゆる利害関係者、これに含まれない利害関係者もということございませぬか。

○川田政府委員 さようでございます。

○北側委員 では次にいきますが、たとえばここで具体的に、この法律の第三条二項に、関係知事にも通知する、このようにあるわけですね。この通知する範囲ですが、要するにどういふ場合に通知するか、その点は具体的にどういふことか。

○川田政府委員 関係都道府県知事は、潮流、風向き、海流等の関係で影響を受けると考えられる知事はすべて含めておられるかと考えています。

○北側委員 私、いままでずっとこの法律案について調べてきた。たとえばここにも、市町村長の意見を徴しなければならぬ、議会の議決を経る、こうなっていますね。しかし市町村においては、財政確保等の面から埋め立て促進をはかってくるというのが大体いままでの現状じゃないかと思つたのです。そういう面から見た場合に、やはりいわゆる総合的な見方というのは非常に大事じゃないか、このように私は考えておられるわけですか。

たとえば、これは私の調べた分なんです、瀬戸内海ですね。今日まで瀬戸内海の方でずいぶん埋め立てが行なわれてきたわけですが、これについて少し私調べてみたのですが、瀬戸内海の汚染総合調査団、これが汚染総合調査団の報告書として出しておるのです。この中で、瀬戸内海を包む本州と四国の各市町村で現在埋め立て干拓計画、これを有する市町村は調査区域内の七割以上を占めておる、こういっておるのです。四国と本州の

瀬戸内海に面した市町村、このうち七割が干拓及び埋め立て計画を持っておるといふのです。周防灘の開発、これもいま構想にのぼってありますね。こういう実態ですから、ここにたとえば市町村会の議決を経ることも、市町村の七割近くはもう埋め立てをやりうとしておるわけですか、すでにそれはもう計画にのぼっておると思つたのです、私の考えた上では、そういう場合、やはりこれだけでは非常に弱いんじゃないか、こういう考えも出てくるわけなんです。その点についてどういふか。

○川田政府委員 市町村が埋め立て事業をやりうとする際には、当然予算等の計画で予算を計上しなければできないわけですから、その段階で市町村会の議決が当然必要でございます。そこで大多数の同意を得られたものを知事に提出していただくという手続が考えられるわけですが、その際さらに、受理した知事は市町村長に、ほんとうに市町村長としてこの埋め立てをやりたいと考えているのかどうか、やりたいなら別途地元の埋め立てを行なう市町村会としての議決意見を出して、出しなさいという規定がこの第三条の趣意でございますから、そこで地元市町村の意見というのは二度確認されて出てくるわけでございます。それでもなおかつその埋め立てを免許していただくわけですから、その意見が出てくるというところから、そこで知事は免許するかどうかの判断を下すわけでございますが、その際、どのような混乱があったかどうかというより、なにも全部状況判断を加えた上で知事は免許をするということになるかと思つています。

○北側委員 いままでの状況を見ておると、なかなかそうここで論議しているようなわけにいかないですね。そういう点で申し上げておるわけですが、いままでの状況で申す、そのように市町村及び県自身が埋め立てを促進しておる、これが実態です。そういう面をチェックしていくためにも、やはりここに法律案にうたわれたいわゆる環境の保全と災害の防止、そういう面から、主務

大臣として、主務官庁としてその配慮も非常に大事になってくるんじゃないかと思つたので、それを申し上げておるわけなんです。

この第二条では「埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ」、このようになっておるわけですね。たとえば埋め立てについて知事が申請して、知事が許可して、こういう形も生まれてくるわけですね。そこでいろいろな住民の反対が起こってくる。そういうことになりまして、知事としては強制執行権を持つておるわけですね。その点はどうか。

○川田政府委員 都道府県知事としての公的な性格は、御承知のとおり非常に多くの性格を兼ね備えておると申します。河川管理者としての知事もおられますし、河川管理者としての知事の立場もございませぬ、また公有水面埋立法の免許を与える免許官庁としての知事の立場もございませぬ。これは建設省関係の法令だけでなく、やはりいろいろな法律系で、都道府県知事というものを、ある場合においては地方自治法の定める地方行政の長としての立場、それから国の行政機関としての知事の立場というふうには、それぞれ一応各法律で使分けしてある次第でございます。埋め立て行政について、これを具体的にさらにごまかく下に機構的に分けておられますと、知事部局である企業局とか開発局が埋め立てをやるという企画をし、それを土木系統の港灣課とかあるいは河川課が免許するという立場、別な立場でこの公有水面埋立法という法規にのっとって判断を加え、免許をしたりあるいは拒否したりするという行政になっておるわけです。

〔大野(明)委員長代理退席、委員長着席〕これは公有水面埋立法ひとりの問題ではないと思つたが、そういう点でこの法律系も御了解いただけますか、という次第でございます。

○北側委員 あなたが言われるとおり、知事の仕事を非常に広範囲にわたつておると思つたのですが、私が見ますと、申請人も許可権者も知事では強制執行するにしたら、知事がやるわけではあ

りませんが、しかし県の中にそういう審議会があるわけですから、そういう面から見ると非常にこれはおかしいんじゃないかという考え、これは平凡な考え方もありませんが、持つわけなんです。これはやはりこの法律改正案にうたわれてあるとおり完全なる環境保全その他ができた問題ないと思つたのです。しかしできないときには、これは非常に問題になってくるんじゃないかと私は思つたのです。また第四条において、分譲を目的とした埋め立てについて、その「出願人が公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者」といふことか。

○川田政府委員 五号の、分譲用の埋め立ての資格者として考えておられます「公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者」という範囲でございますが、まず、政令で定める者という範囲につきましては、わけて例外的なケースと思つたのですが、豊後同組合あるいは漁業協同組合というふうなものがあるという考え方があります。いわゆる県の企業局、開発局というふうなものは公共団体そのもので私どもとしては眺みたい。したがって、大規模な埋め立てと、それを分譲しまして他の人に使わせるというふうな埋め立ては、地方公共団体という常識的な考え方に入れられが一応受けとめておるもの以外ほとんど考えていないということでございます。それから予定対価の問題でございますが、この対価につきましても、分譲用の土地の価格が地価のつり上げというふうなもの引き金になるといふようなことを極力警戒しなければなりませんので、そういう意味で原価とか近傍地の価格とか、そういうものを慎重に配慮しながら行政指導で判断していきたいというふうに考えておられます。

りませんが、しかし県の中にそういう審議会があるわけですから、そういう面から見ると非常にこれはおかしいんじゃないかという考え、これは平凡な考え方もありませんが、持つわけなんです。これはやはりこの法律改正案にうたわれてあるとおり完全なる環境保全その他ができた問題ないと思つたのです。しかしできないときには、これは非常に問題になってくるんじゃないかと私は思つたのです。また第四条において、分譲を目的とした埋め立てについて、その「出願人が公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者」といふことか。

○北側委員 これはなぜ聞いたかと言いますと、たとえは後背地に大きな都市がありますね。そういう都市があったり、いわゆる地価の比較的高いところですか。そういうところで、特に遠浅の場合の埋め立てなんてこれは非常に安く造成されるわけですね。その場合、いわゆる免許を受けた者がそういう分譲をするにあたって百分の三の免許料を払ってこれを造成するわけです。近傍類地の価格、こうなりますと非常にそこに差額が大きく出てくると思うのです。そういう点でこの政令で定める者というのはどういふものか、お聞きしたわけですが、そういう点について、かりに農協なりまた漁協ですね、やはり入っておるといふことですが、その差額の利潤についてどのように考えられるのですか。

○川田政府委員 背後地が都市化して非常に高価な価格で売買されているというような地先の海面に分譲用の埋め立てを行なうという場合を想定いたしました。やはりその価格はそういう背後地の売買価格をむしろ冷却せしめる方向で、安い価格で分譲しなければならぬという考え方でおります。適正な融資を受けた資金でございましょうから、その利息を償還するとか、適正な管理経費とか運営経費とかいふものを中心とした価格というものでなければならぬのではないかと考えております。

○北側委員 そういふ原価計算というのは一体だれがやるのですか。

○川田政府委員 原価計算は埋め立てを行なう人がやります。申請書を出す際に私どもはその積算方法とか価格ももちろん報告させるわけですから、そういうものをチェックするわけでございます。

○北側委員 そこらはこの内容だけではわからないのでいろいろお尋ねしたわけですが、それは事実上全部できるのですか。そういう問題は一つ一つ免許権者である知事のほうできめて、都道府県でそういうことをやるのですか、建設省でやるのですか。

○川田政府委員 今度の改正の第四条の第二項に、「前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということと、第五号が分譲用の埋め立てでございまして、そういう技術的細目はきちんと申請書の中に入らなければならないように命令でこれを定めるわけでございます。それを監督官庁あるいは知事が直接審査をするということでございます。

○北側委員 それから、「埋立地に關する権利の移転又は設定の規則」ですね。「竣功認可の告示の日以後十年間は、埋立人又はその一般承継人が埋立地について所有権を移転し、又は使用収益権を設定しようとするときは、国等が権利を取得する場合を除き、当該移転又は設定の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とこのようになっております。この中の、使用収益権の設定とあるのですが、これはどういふ意味なんですか。

○川田政府委員 これは例でございまして、「所有権ヲ移転シ又ハ」以下の「使用貸借ニ依ル権利若ハ貸借」といふところが「使用及収益ヲ目的トスル権利」の一つの具体例として掲げた次第でございます。

○北側委員 そうするとこの使用収益権、これは貸借する場合においても含まれておるわけですね。そうですね。これはそう入っておらないと、結局あの文だけで、実際内容はどうでも変えられますから。貸借でそこらの問題をやはり明確にしておかなければならないと思うのです。

それと、これは先ほど中島委員が聞いておられたわけですが、環境庁長官の意見を聞いて、そうしてあとどうするか、こういう質問に對しまして、結局その意見のおりやつてまいりたいというふうなおことはあったわけですが、それでいいですね。——これは先ほどから、意見を聞き、協議、同意、この間から非常にもめておる問題です。意見を聞いてそのとおりやらなければやはり環境問題というのは解決できませんから、これはほんとうは法律ではつきり、先ほど何べんも言

うとおりの、協議なり同意なりに私はやつてもらいたい。私たちがこれはもう強い希望なんです。しかし、あと土井さんが先般質問をやつて保留なされておられるので、この問題は諦めません。

最近工業用地を含む大規模埋め立ての資料、これをいただいたわけですが、それを見ますと、ちよと昭和三十八年当時から、三十五年当時の分もありません。大体全部大規模な分です。そうしてこの二十九件のうちほとんど、その二十六件が工業用地に利用されるようになっていまして、資料によりまして、こういう面から見ても、これは先ほどからしつこく言うようですが、環境保全の立場、こういう面を先ほど大臣が答弁されたとおりにやっていたらかなければ、やはりこれはまたもつとひどい事態が出てくるんじゃないか、そういう心配をするわけですが、この資料を見ましても、そういう点を、まあ大臣も最初にそう簡単に許可しないような、こういうふうな言われたわけですから、もうこれについては聞きませんが、大臣その点もよく含んでやっていたらいいと思うのです。

それと、これは一つの例ですが、山口県の下松市における恋ガ浜の臨海工業地帯の実態、これについて、どうなっておるか、現況をお答えいただきたいのですが。

○岡部政府委員 下松の恋ガ浜の埋め立ての問題につきましては概略、アウトラインを御説明させていただきます。

徳山・下松港の下松港地区におきまして現在百三十五ヘクタールの埋め立てが行なわれております。この埋め立ては、昭和四十六年の五月に運輸大臣が認可をいたしまして免許を下されたものでございます。工業用地の造成を目的としたしておりまして、ここには石油精製あるいは機械工業等が立地するといふ考え方で出ておるところでございます。

そこで特にこの問題でございますが、この埋め立てを始めて、現実にその埋め立てのどろは、この港の航路をしゅんせついたしましたかどうか

をもつて埋め立てをいたしておるところでございまして。ところがこの背後地のごく一部に、造成されます工業用地のすぐ背後のところで浸水事故が生じております。それでこれにつきましては現在県当局も、この現実の問題のございまして地域の住民といろいろ折衝をいたしておりまして、近くこの地域住民と県との話し合いがつくのではなからうかという話を現在私どものほうで聞いております。

○北側委員 この下松の場合も、私の聞いたところによりまして埋め立て地を大体一坪、三・三平米二万円くらいで企業に払い下げる、このように聞いているのです。その後背地の分は大体坪五、六万、現在の地価はそれのように昨年の末あたりなつておつたと聞いておるのですが、こういう問題を御存じですか。

○岡部政府委員 この埋め立て地の売買価格につきましては、先ほど先生のおっしゃつたとおりといたしまして、私どもも伺つておるのです。

○北側委員 そこら私非常におかしいと思つております。実際現実の問題としていまこういう問題が出てきておるわけですね。私も下松の問題についてはきょうお聞きするから調査しておいてほしい、このようにお願いしておつたわけですが、だから答えて出たと思つたのですが、後背地のほうと価格がだいぶ変わつてくるわけですね。こうなりますと完全に企業誘致で、この法律から見てもずいぶんおかしんじゃないか、こう私は思つておるのです。こんなのもちやんとたまたますべきことはたまたまぬといけないんじゃないですか、こういう法律改正が出た以上は、どうでしょうか。

○岡部政府委員 確かに先生の御指摘のような問題があるわけでございます。ただ、私どもこれは非常に問題があると思つて、近傍地価が、先ほどお話しございましたが、非常に高い。それと、新しく埋め立てたのが比較的、原価主義でまゐりますとその差額が出る。そこでその差を近傍地価に全部上げるというようにするのが一つの考え方。ただそれをやるということ自体が、逆にい

えは地価を全体上げていくという一つの問題に、  
 車近な言い方でございませうけれども、協力して  
 いるようなかっこうになるかも知れません。か  
 いて、いま申しましたように地価の高騰を防止  
 するような意味で安く処分するということが自  
 体は、確かに何かそこを買い手に対して特別の特典  
 を与えているというような問題になるわけであ  
 ります。したがって私どももこれは非常にむずか  
 しい問題で、先日の議論のときにも一つの問題点と  
 して、たとえば免許料というものをどういうふう  
 に考へるべきかというような問題のときは若干そ  
 ういう問題に触れたわけでもございませうが、  
 今後とも検討していきたいと考えております。

○北側委員 相手は企業なんです、この場合  
 は、住宅の分譲なんかと違ふのです。だいたいそ  
 の点、趣が違ふと思うのです。そこら辺、やは  
 り考へなければいかぬじゃないかと思うのです  
 よ、相手は企業なんです。あるいは住宅分譲  
 で安く分譲して後背地の地価を押し上げていく  
 考へ方は成り立つと思ふのです。これは公害が  
 出るかわからぬですよ、気を付けないと。だいた  
 考へ方が違ふのです。そこらは明確でないよう  
 ですが、やはり明確にせぬといけないと思いま  
 す。これからすると、幾らでもこういう問題が出  
 てくる。そのたびにこういう論議をしなければな  
 らないと思ふのです。しかも今度の法律案では  
 その問題が、第四条関係ですが、ここではつきり  
 出てきておるわけですからね。そこらの考へ方、  
 先ほど建設省が答弁なされましたが、住宅分譲と  
 企業との間の考へ方をちよつと変えなければいけ  
 ないね。同じような答弁ではくあいが悪いで  
 すよ、その点どうですか。

○岡部政府委員 先ほど申しましたように、確  
 かに先生のおっしゃるとおりの問題点がございま  
 す。実例といつたしましてはたとえば公害防止施  
 設——この例で申しますれば地方公共団体が造成  
 して、それを企業に売却していくというかっこう  
 になるわけでもございませうけれども、その場合に、

地方公共団体は別にこれで商売しているわけでは  
 ございませうから、よけいにもうける必要はない  
 という考へ方ではございませうけれども、最近のよ  
 うに公害防止のための県としての施設を必要とす  
 る、こういうような金をこらう売却費から生み  
 出すべきであるという実例もございませう。そうい  
 うような意味で今後とも検討していきたいとい  
 う考へ方でもございませう。

○北側委員 ぜひともそういう問題については  
 まああなたが言われたような方向に使っていくと  
 か、たとえば後背地との間にグリーンベルトをし  
 くとか、いろいろな使い方があつたのですから、そ  
 ういうように使っていくべきだと思ふのです。グリー  
 ンベルトなんか、ほんとは企業がやらなければい  
 けないような問題だと思ふのです。しかし、漁  
 民に対する補償の問題とかいろいろの問題が出て  
 くると思ふのです。また後背地に対する公害問  
 題、そういう費用にそういう分を使っていくとい  
 うことは、当然やらなければならぬ処置じゃな  
 いかと思ふのです。

○川田政府委員 まず建設省所管にかかると分  
 だけお答え申し上げます。  
 昭和二十年から四十七年までの間の、瀬戸内海  
 沿岸各県が行なつた免許等のヘクタールの数で  
 ございますが、四千五百五十三ヘクタールでござ  
 います。そのうち四回にかかると二千六百三十一  
 ヘクタール、公共団体に掛かるものが千四百二十  
 ヘクタール、その他の埋め立てにかかると千二百  
 百二ヘクタールでございませう。

○岡部政府委員 運輸省の所管の分について、瀬  
 戸内海の戦後の造成済みと造成中のもの、合  
 せて申し上げますと、二万一千ヘクタールが現在造  
 成済みあるいは造成中の面積でございませう。

○北側委員 瀬戸内海の埋め立ては非常に多いわ  
 けなんです。これはやはり後背地が非常に都市化  
 して埋め立てにもつてこいというような条件が他  
 の海岸線より多いんじゃないかと思ふのです。  
 そういふ点で、御存じのとおり瀬戸内海は赤潮が  
 出まして水産に大きな被害を出しているわけ  
 です。昭和四十五年当時、五十四億四千万の被害が  
 出た、こういうふうにいわれています。こうい  
 う面から見まして、これからの瀬戸内海の埋め立  
 ての将来計画、これをどのように見ておられます  
 か。御存じですか。

○川田政府委員 瀬戸内海の埋め立ての問題につ  
 きましては、一部、瀬戸内海の環境を保全するた  
 め埋め立て等の規制も含まれた環境保全の法律  
 案も検討されている次第でございませう。私どもと  
 しては十分慎重に抑制するという態度で臨みたい  
 と思つております。

○北側委員 これは瀬戸内海漁業調整事務局が四  
 十六年に出した資料で、だいた古い資料ですが、  
 これは相当な計画になっております。六万九千ヘ  
 タール近くになっていまして、そうなります  
 と、いまでも赤潮が出てたいへんな瀬戸内海の埋  
 め立ての将来計画というものはよほど注意してや  
 らなければ、これはたいへんな問題になると思  
 うのです。

また、瀬戸内海をはずれて北九州の響灘の開発  
 が、先ほど申し上げましたとおりやられておるわ  
 けです。この現況もずっと聞こうと思つたので  
 すが、時間もありませんから私がつ  
 と申し上げますが、これはあなたのほうからいた  
 だいた資料じゃないですか、私が取り寄せた資料  
 です。

輸省に出されましたが、これに対してどうい  
 事をなさいましたか。  
 ○岡部政府委員 響灘の問題につきましては山口  
 県サイドの御要望、これはいろいろな筋からいろ  
 いろな御要望があつたわけでもございませうが、取り  
 まとめて申し上げますと、まず、港湾審議会で現段階  
 の次の計画を固めようとしておる、これはやめて  
 もらいたいという点の一つ、それから現在実施し  
 ている工事を中止してもらいたいということ。私  
 どものほうに御要望としては、もうこの二  
 点に尽きると思ふのです。

第一点の、今後計画をどういふふうにか  
 考へるかという点につきましては、これはもうこれだけの  
 御要望あるいは御意見が出ておるので、現段階  
 ですぐ審議会にかけてこの計画をしてもらうと  
 いうようなことはいたしません。したがって、今  
 後も少し検討させていただきます。したがって、今  
 で、山口県サイドも入つていただいで、北九州市  
 あるいは福岡県、それから山口県等入りまして、  
 国の出先機関も一緒に入りまして、現在もまだい  
 ろいろこれは検討している最中ではございませう。そ  
 れがまず第一。

第二点の直ちに工事を中止せよという御要望で  
 ございませうが、これにつきましては、どうも工事  
 を中止するといふことも権限を持っていないし、  
 中止をさせるというところは現実に非常に困難で  
 ございませう。ただ現実の問題をいたしましては、現  
 段階でこれは非常に被害を出したという工事の方  
 法、これはたしか四十六年だったと思ひますが、  
 その時点でやりました工事の方法が非常に悪かつ  
 たといふことはございませう。これについては嚴重  
 に注意を喚びておられますけれども、現実の問題と  
 しては、現在非常にスローテンポに工事が落ちて  
 おります。現実の問題として、いろいろな御要望  
 の問題、環境破壊に通じる点については十分配慮  
 をしてやっていくことでもいま措置いたして  
 おります。したがって、そういうような内容  
 の御回答を申し上げます。

委員長退席、村田委員長代理着席  
 それによりましてやはりほとんどが私企業です  
 ね。私企業が非常に多いです、この開発にしまし  
 ても、これもやはり瀬戸内海汚染源の一つの大き  
 な原因になってくるのです。この響灘の埋め立  
 て事業の海水汚濁防止に關し山口県議会で決議文  
 までつくつておるわけですね。これは環境庁と運

○北側委員 いまの警護の問題でも、大体これは決議が出されてから一年以上になるのです。いまもそういう段階ですね。やっぱりこれは一たん手をつけてしまおうとなかなかたいへんな問題になるんじゃないかと思う、実際の問題になった場合には、だからこの文で書いていこうなわけにいかぬと思うのです。初めの埋め立ての許可をするときの考え方、これが非常に重要になってくるわけです。そういう点で建設大臣、先ほどから論議しておられます、下松の場合も、六キロの海岸線があつて四キロまでもう工事が建つておるわけです。あと二キロ残つておる、これも埋め立てるわけです。警護の問題も山口県に大きな影響をもたらし、漁業者にとつて非常に大きな痛手になつておる。埋め立ての場合、環境保全、こういう立場からほんとうに考えてやらなければたいへんなことになつてくると思ふのです。特に瀬戸内海の場合は非常に埋め立てが進んでいます。これから将来計画が非常に多いわけです。そこで、よほど考えてやらなければ、あとになつてしまつたらどうもならない段階になるのじゃないかと思ふのです。先ほど申しましたとおり、水産庁の発表でも奇形魚がほとんど全国に出てる、こういう状況ですから、これは埋め立てについても、そういう点はよほど考慮してやっていたらだかなければ、瀬戸内海の場合……(発言する者あり)ここで不規則発言で瀬戸内海やめろという発言ありましたが、私もそう思います。瀬戸内海の場合、これ以上よこれたらどうしようもない。あなたもさつき答弁なさつたとおり、環境問題を十分考慮して、その簡単に許可をおろさないようにやっていたらだかと思ふのです。

○金丸國務大臣 最近魚も食べられないというようになつて居るのが現在の事態だと思ふ。しかし人間は生きるというのがまず第一だと思ふ。そういうことを考えてみますと、人間本位に考えなくてはならないという意味で環境保全ということをまずやらなければならぬ。そういう意味で、今回埋め立てに対しての強い規制を行ない

ますのはそこに精神がなければならぬ。そういう意味で強い態度で臨みたいと思ふ。○北側委員 終ります。

○村田委員 渡辺武三君。○渡辺(武)委員 この法律は大正十年に施行された法律であつて、たいへん古いということが先ほど来指摘されておるわけですが、現在の法律といふのは通常の場合、第一条にその目的が述べられておるわけです。ところがこの法律を見てまいりますと、第一条には目的は何も載つていないわけですから、第一條には目的の目的とするものは何であらうか。これがまずいまの社会情勢なり経済情勢から疑問を持たざるを得ないわけでございます。したがって、まず法の目的をひとつ明確にしたいと思ふ。お願いいたします。

○金丸國務大臣 この公有水面埋め立ての法律につきましては、目的がないのは大正十年以来のことでありまして、今回また改正するに目的がないといふことにつきます。一部改正といふことでございまして、いわゆる埋め立ての姿勢のあり方を一刻も早く何とかしたいという姿勢と、全面改正といふことも考えたわけでございますが、いろいろ事情がありまして全面改正についてはできなかつた。そのために目的も、一部改正のためできなかつたといふのがいささつてございまして。

○渡辺(武)委員 その全面改正できなかつたのもろの事情といふのは私もよくわかりませんが、いずれにいたしましても現行法ではたいへんいろいろな問題があまりにも多過ぎるというところで法改正を決議されたのであろう、こう考へるわけですが、したがつて、法そのものの持つ目的は一体何であらうか。公有水面を埋め立てていふ目的は、揚子地を造成するの、あるいは住宅用地を確保するためにやるのであるか、さらには公共施設、つまり公園あるいは子供の遊園地、そういう目的を持つて公有水面を埋め立てようとするのか、またその辺が非常に明確でない。ところが実際に経過をたどつてみてまいりますと、干拓は別にいたし

まして、ほとんどが工場建設、いわば産業優先の考え方に基ついた公有水面の埋め立てがなされてきたのではなからうか。それによつてたいへん矛盾が出てきておるとするならば、まずその目的を十分ここで考へることが一番大切だと思ふのです。にもかかわらず、そういうことに一切とらわれずして、ほんの一部改正にとどまつておるといふことについてはたいへんふしぎに思ふわけですが、だから、その理由はともかく、大臣として

は、一体これから公有水面を埋め立てるのはどういふ目的を持つて行なわなければならないといふふうに御理解をなさつていらつしやるか、再度お尋ねしたいと思ふ。○金丸國務大臣 公有水面の法改正の問題につきましては、全面改正することが私は常論だと思ひます。私もそう願ひたいといふことで考へたわけでございますが、なかなかこれがどうもいかにないという状況でございまして、そういうことになると全面改正ができません。また先生いま御指摘のように、目的のない法律といふものがあるか、こういふようなことでもございまして、実は提案も一年見送つて、いま一年慎重に各省庁とも連絡をとりながら検討しようという考え方も持つたのですが、しかし公有地の埋め立ての姿勢といふものを一刻も早く確立するといふことが必要であるといふことで一部改正でとどまつたわけでございますが、まことにこのまゝに入つておる感じがしないわけでもないといふことは、私も先生の考え方と同じであります。

○渡辺(武)委員 どうも質問の確にお答えになつていないと思ひますが、いまこの法律といふのは、公有水面を埋め立てるためにはどここの手続をしなければいかぬとか、どういふ知事の手続を得なければいかぬとか、いわば埋め立てといふものに対する手続なんです。そういうものが述べられておるにすぎない。しかし、実際の何のために埋め立てるのであるかといふことがよくわからぬので、だからそれをほつきりしない

で経過から見て、先ほど私が述べましたように、どうも国民の福祉を増進するといふ目的ではないようだ、従来の実際の経過を見てみると、そういうためにいまたいへんな問題が出てきておる。そのためにまた法改正も必要だといふふうに私はなつてきたのだと思ひますが、そうだとすれば、その後、この法が目的とするものすら実は一致点が見出せなかつたわけですか。いかがでしょう。

○川田政府委員 お答え申し上げます。公有水面埋立法をあくまでも手続法としての姿のまま一部改正を行なうか、あるいは先生御趣旨のとおり公有水面埋め立てについて計画法とか事業法とか、そういう思想を持たせまして、内容的にもそうした条文にすべきかといふ点も一応私も検討したわけでございます。全文改正といふ段階においてはもちろん、きつて重要な問題だと思ふのでございまして、今回手続法としての改正にあたりまして、きつて実害を生じているような条項を削除したり、あるいは現在の埋め立て行政についてはつきりとした免許基準を与えて、今後埋め立て行政を実施するにあつては正確な判断をしながら免許権者である知事あるいは大臣が行政を運営できるルールを敷いたといふ考え方でございまして、そういう意味で各省と相談の上で一部改正の姿をまとめた次第でございます。

○渡辺(武)委員 私は経過を聞いておるのではなからうか、たゞ書かれなかつたとしても、大臣としてあるいは当局としてどのような認識を持つておられるかといふことを先ほどからお聞きしていただいております。法律には明記されていないけれども、しかし実際には経過を見るといろいろ問題があるから、この段階ではかりに書かれなかつたとしても、それを所管する当局としてどういふ認識のもとにおやりにならうとしておるのか、これをまず明確にしたいと思ふ。

○松村政府委員 ただいま申し上げましたように、この法律は手続法のままの姿に一応なっております。しかし、これを改正しなければならぬ理由をいたしましては、現行の手続法そのものが非常に不備な点があるということでは、これを改正しなければならぬと思っております。それはどういふところから起こったかといふことは、やはり現在の埋め立てが環境面等にいろいろな問題が起きてきているという事実がございます。こういう点を改めるべくこの一部改正をやることとございまして、現下の情勢にかんがみまして、この埋め立てを、適正かつ国民の福利全体に資するような目的にこれを使うという理念を持ってやりたいと思っております。

○渡辺(武)委員 この法律を改正しなければならぬといふことは、これは提案理由の説明の中にも書いてございまして、いまの社会情勢に適合しなくなってきたのだ、こういうことが書いてあるわけですけれども、おっしゃっておることは大部分が、埋め立てによって環境が破壊をされるかあるいはいろいろな諸権利が侵害されていく、そういう弊害がたいへん多くなってきたんだ、したがってそれらを極力規制をし、そういう弊害を取り除いていきたいのだ、こういうことがおもに述べられるわけですけれども、私は、しかばその埋め立てをするのは一体何の目的であろうか。埋め立て後の問題は、もちろんあまり自然を破壊しないようにしていかねばいけません。これはこれは何をまたいわけでございまして、埋め立てをするのは一体何のためであろうか。工場用地をつくるためなのか、住宅用地をつくるためなのか、国民のいこの場所をつくるためなのか、その辺がどうも明確にされていらないのですから。実際の実績を見てみると、住宅といふのはきつめてわずかな面積、工場敷地が非常に膨大になっておる。干拓事業で一つ埋め立てれば農業も入るわけですが、それらを除けば、主として産業を進展させるために公有水面を埋め立てていった、こういうのがいまままでの実際には実績であろうと思っております。

すよ。ところがそのために、おっしゃっているようにいろいろな問題が出てきておるのだとするならば、今後の埋め立てについては一体どのような感覚でもってやっていたいかなければならぬのか、こういうことがほんとうにしっかりと理解をされ、認識されてないと、末節のことでは同じことが繰り返されていってしまふおそれがある、こう考へておるものですか、ちよつとどういふ方向が好ましいのか、どういふ方向がいいかと思ひになっていらつしやるのか、お答えを願ひたい。

○松村政府委員 先ほども申し述べましたように、この法律は手続法でございまして計画法ではないといふことから、埋め立てをこの法律によってどういふ方向へ持っていくかといふことをこの法律で論議しているわけではございません。国土の利用の適正化、こういうことは別の計画法のところで考へるべき筋合いかとわれわれは考へております。ただ、埋め立ての申請が出てきたものを、これが国土の利用上適正であるかどうかといふことの判断はやはりしなければならぬということとございまして、現在私どもの考へておりますのは、埋め立ての方向につきましては、いままでの企業一辺倒といふことではなく、これは住宅地その他の造成、こういうものも重要でありますし、あるいは緑地の造成も必要でございまして、こういう総合的な面におきまして、ケース・バイ・ケース、その場所におきましてそれが適当であるかという判断のもとにやっていくべきであるといふふうに考へておる次第でございまして、

に、この法律は手続法でございまして計画法ではないといふことから、埋め立てをこの法律によってどういふ方向へ持っていくかといふことをこの法律で論議しているわけではございません。国土の利用の適正化、こういうことは別の計画法のところで考へるべき筋合いかとわれわれは考へております。ただ、埋め立ての申請が出てきたものを、これが国土の利用上適正であるかどうかといふことの判断はやはりしなければならぬということとございまして、現在私どもの考へておりますのは、埋め立ての方向につきましては、いままでの企業一辺倒といふことではなく、これは住宅地その他の造成、こういうものも重要でありますし、あるいは緑地の造成も必要でございまして、こういう総合的な面におきまして、ケース・バイ・ケース、その場所におきましてそれが適当であるかという判断のもとにやっていくべきであるといふふうに考へておる次第でございまして、

○渡辺(武)委員 国土の適正な利用という観点から許認可をしておるのだから、その認可のときに十分に考へていきたいのだ、こういうふうにおっしゃっておるかと思ひます。本来ならば法の目的——この公有水面を埋め立てるといふ法律は埋め立てられないわけですから、すべてこれによって実際は埋め立てられてしまふのです。したがって、いまおっしゃっておるように、埋め立て

がチェックされておるかどうかについては、私はいへん疑問があるのです。と同時に、実はそのように地方自治団体、あるいは民間が埋め立てする場面もあるか知りませんが、現今では公有水面の埋め立ての坪当たり単価は数万円に及んでおると思ひます。したがって相当に大きな資金になりますから、地方自治団体が埋め立てを行ないましても、持つておるだけでも金利がかさんでいく、早く処分をしなければならぬ、実はこういう立場に立たされておるわけなんです。そこで、規制面、利用面、いろいろ考へられておりましたが、その資金を早く回収するために国の考へ方とやらはらな処分がなされていかないかどうか、実はこの辺にたいへん心配な問題があるわけではございませぬが、その面にも実態には国のチェックが及んでいないと私は思ふのです。ただ、埋め立てをするときそれが適法かどうか、あるいは利用目的はどうかという簡単なチェックであつて、実際を見るときと比べると、県の計画が国では禁通りをしているところではないであらうか。その結果が従来の繰り返しのようになってしまつておる。

それでは具体的に若干法案の内容について御質問をしたいと思います。その前に、本来、埋め立てを計画し、許可をする、その末端はやはり都道府県知事であるわけですね。現実の姿を見ていきますと、事業主体といふものはほとんど地方自治団体、県もしくは市町村になつてしまつておる。まあ大きなものになればほとんど県自身が、県の企業局あたりが埋め立てを担当しておる。いわば知事が計画し、自分認可をする、実際にはこういう形になつておるわけです。そこで国のほうのチェック機関としては主管大臣がこれの認可を身負ふということになつておりますが、ほんとうに詳細にわたつてそれら

○金丸國務大臣 渡辺先生のおっしゃられることは、私もまさにそのとおり之感がいたすわけでございます。国でその一部を持ってやるなり、あるいは対象を持ってやるということになれば、いろいろの意味で非常によき結果を得られるかと思われ、でございますが、いまの状況ではそれができないわけでありまして、しかしそういふ面につきましても十分なチェックをして、それが途中で手放さなくちやならぬようなものに對しては、今後許可、認可というような問題は差し控えなければならぬといふようなことを考えなくちやならぬ。しかし根本においては、国土をふやすというような面から考えたら、国が持つことも至当であると私は考えます。

○渡辺(武)委員 私は、そのよきな基本的な問題について、ほんとうはもう少し整理をしていただかないといけません。いろいろな問題が派生しておるもの、つまりは旧来の法にのっとって、そして事業主体というものが民間であり地方自治団体だ、こゝいう立場で公有水面とていものが埋め立てられておるから、国は環境権、漁業権等々からチェックをしておるというだけでございまして、実際にその費用を回収するたぐいにへん処分を急がれておるのです。本来公有水面であり、一般国民が共有をしておる水面を埋め立てたならば、これは本来的には国土であるべきであつて、それに資金を投入したからその所有権が簡単にその方に移つてしまふというやうな、そゝういふ方向ではたしていいんだらうか、この点もたいへん疑問を持たざるを得ないわけでございます。だとするならば、本来はやはり国がやるべきではないか。ほんとうに必要ならば国がやるべきではないか。環境の問題、いろいろな問題を十分に調査をして、その上になおかつ国として必要なものであり、国土として有効に利用しなければならぬといふ立場から見れば、当然民間や地方自治団体にまかせるべき問題ではないのではないか。むしろ、まかせるならば国自身が相当資金的な補助をし、そしていろいろな問題が起き

ないよりにするとともに、やはりこの所有権の問題についてはもう一回考え直してみなければいけない問題が残つておる。いまのような状態のままでは、民間なり民間なりにまかしておくならば、いま起こつておるいろいろな問題は、私は本来的に考えて決して解決できないのではないであらうか、それを心配するたぐいにあつて質問をしておるわけですか。どうもこの一部改正だけではまだ、環境を守るためにも十分であるし、あるいはいろいろな諸権利を保護するためにもたいへん十分な法改正ではないであらうか、こゝいうふうには私は実は考えておるわけなんです。まあ、一部の人はよれば、むしろ簡単なこの法改正でも反対だ、いまの法律そのものを残してもらいたいという意見もあるよつてございまして、それらの人々は、ただただ公有水面を埋め立てて自分の土地になればいいんだといふ考え方が主体をなしておる。環境がどうなるかと付近の景観がどうなるかと知つたことではない、所有権さえ自分のものになれば、そして利権に結びつけば、こゝいうやうなものがどうも主体になりがちでございまして、そゝう考えていきますと、根本的にはやはり公有水面の埋め立てといふ問題については私は考え直さなければならぬ時期が来ておる。単なる今回提案されておる一部改正だけでは、いままでの矛盾を解決することはできないし、さらには、これからほんとうに国土を適正に利用していかうといふ考え方にも實際にはそぐわないのではないか。さりとて旧法があるわけですから、これを廢案にしてしまつて一切公有水面埋め立て禁止法としてしまえば別なんです、公有水面埋立法なるものがあるがゆゑに、これを廢案にしない限り依然として統制してしまふわけですから、何らかの規制強化は加えていかねばならぬと思つておる。しかし、それでも、せつかく法改正をするならば、そのよきな基本的な問題についてこの際あらためて考え直さなければいけない重大な時期に来ておるんだ、私はそゝう考えるのですけれども、大臣、いかかでございますか。

○金丸國務大臣 先ほど来私も申し上げておるわけでございますが、この法案につきましても、まさにぬるま湯に入つておるやうな感じがするといふことを申し上げたわけですが、まさに、一部の改正といふことですから本来的な改正でない。公有地の埋め立ては埋め立てた者の所有地になるといふやうな問題等につきましても、いろいろ検討しなければならぬ問題があつたわけでございます。十分はその点は心得ておるわけでございますが、しかしこれもいろいろの所管の關係もありませんし、十分各官庁とも連絡をとりながら今後の成案にまつといふことではなければならぬ。しかし私は、この一部改正ではこの法案の全きを得たといふものではないといふことだけは先生の御指摘のとおりだ、こゝ考えております。

○渡辺(武)委員 きわめて不備な法案だといふことを大臣もお認めになつておるわけですから、本来なら逐条審議に入る意欲があまり私はないわけです。全体がどうも不備な法案で、ぬるま湯に入つておると大臣みすからおっしゃつておるわけですから、その不備なものを一生懸命逐条審議するといふのはどうもこちらもおかしな感じがしてくるわけでございますが、しかし一応は出されておるわけですから、この法案についての若干の疑念を質問をしておきたいと思つておるわけでございます。

第三條に、これも御質問があつたかと思つておるわけですが、いわゆる出願事項の縦覧の項、これは今回の改正によつて新たに設けられた問題ではないかとおもうわけでございます。まあ普通の一般的な許認可のやうな問題も、利害關係者がいる場合は、一つのものごとがきめられていく場合にそれらの決定事項、出願の内容だとかあるいは決定の内容だとかといふものが縦覧をされる、あるいは告示される、こゝいう状況で実は利害關係者に知らされておるといふのが一般的なことなんです、今度新たにつけ加えられた条項ではあるにいたしましても、このやうな一般的な形式なことではほんとうに住民の意見なんか十分参酌できるだらうか、あるいは市町村議会の意見といふものが十分に参酌

できるであらうか、たいへんに疑問に思つておるわけでございます。ほんとうに市町村の意見が——議会の議決を経なければならぬ、こゝいうふうになつておるわけですが、それがこの決定にあつたてどのよきな実効性を持つものかといふふうにお考えになつておるでしょうか。

○川田政府委員 先生の御趣旨のとおり、第三條におきまして、今回初めて改正によりまして、免許官庁である都道府県知事が埋め立ての免許の申請を受理した場合、遅滞なくその事件の要領を告示する。それから所要の事項を告示した日より起算いたしました三週間公衆の縦覧に供し、かつ期限を定めて地元市町村長の意見を徴する。そして地元市町村長はその意見を述べようとするときには議会の議決を経るといふ手續を規定した次第でございますが、地方自治の精神から、また住民の意向といふものを非常に行政の上に反映させなければならぬ現在の情勢でございまして、地元市町村長、市町村議会が反対であるといふ議決をした免許申請を都道府県知事が免許するといふことはおそろく考えられないといふふうには私も思つております。

○渡辺(武)委員 考えられないと思つておるわけではたいへんなことであつて、たとへば二、三の市町村にまたがるやうな場合に、たまたま二つの市町村が賛成をし、一つの市町村が反対をするといふやうな場面も当然起こつてくると思つておるわけです。あるいはさらに、その同じ市の中で、市議会が賛成をしたけれどもその市に存在する漁業組合は反対をしたとか、いろいろな問題が起つてくるわけですよ。そゝういふ場合に、それらの反対意見といふものは一体どう処せられていくであらうか。つまり、簡単に数の上で賛成二、反対一、したがつてこれはやるべし、こゝ簡単な結論が出されていくものかどうか、こゝいうことを実はお聞きしてはいるわけですよ。

○川田政府委員 先生の設例を前提にいたしましたけれども考えますと、数市町村にまたがるやうな埋め立てといふものはおそろくこれは当然大臣の

認可事項になると私も考えます。大臣の認可事項に上がっております場合には、地元の方々が反対する、反対者がいるという場合には、そういう反対の原因とかそういうものをよく突きとめた上でなくてはならないと思ふべきではないと思ふ。

○川田政府委員

埋め立て人が申請書を提出するにあたって、申請を行なうにあたって完全な同意を得なければならぬ対象として掲げているのは一号から四号まででございますが、そのほか埋め立ての利害関係、影響を受ける方がその周辺に当然おられるわけでございます。そういう方々につきましては、具体的な実害がある場合には当然民法の不法行為責任によりまして損害賠償をしなければならぬことになりまして、したがって事前に、そういう方々とは損害賠償を行なうなりあるいは損害賠償の予約を行なうなりという行為が当然必要になると思ふべきでございます。法律上の義務づけとして同意を得て持っていくというわけでは、範囲の特定に技術的に困難があるわけではございません。そこでこういった条文の表現になっておりますが、運用上そういう方々を無視してはならないと思っております。

○渡辺(武)委員

無視してはならないのではなく、十分にその利益は保護されているかということなんです。気持ちだけをお述べになつておつても、あなたは無視しないようにやっています。無視してはならないと思ふ、これだけでは実はその実際の該当者は十分に保護されるであろうか、こういう懸念があるから、その辺については十分に万全な対策をとられますか、こうお聞きしているわけです。ところが十分考慮をしなければならぬと思ふ、という御返事では、これは私は疑念が解明されたとは言いがたいわけなんです。十分にそういう方々の利益も守られているのです。これこそこういう状況で、こういう答弁をひとつお願いしたいと思ふのです。

○川田政府委員

民法の不法行為の規定によって保障される方々でございますから、そういう方々の利益に対しては絶対に支障を与えないようにいたします。

う点が実はたいへん疑問に思ふわけですが、その辺は何か解明できますか。

○川田政府委員

埋め立て人が申請書を提出するにあたって、申請を行なうにあたって完全な同意を得なければならぬ対象として掲げているのは一号から四号まででございますが、そのほか埋め立ての利害関係、影響を受ける方がその周辺に当然おられるわけでございます。そういう方々につきましては、具体的な実害がある場合には当然民法の不法行為責任によりまして損害賠償をしなければならぬことになりまして、したがって事前に、そういう方々とは損害賠償を行なうなりあるいは損害賠償の予約を行なうなりという行為が当然必要になると思ふべきでございます。法律上の義務づけとして同意を得て持っていくというわけでは、範囲の特定に技術的に困難があるわけではございません。そこでこういった条文の表現になっておりますが、運用上そういう方々を無視してはならないと思っております。

○渡辺(武)委員

無視してはならないのではなく、十分にその利益は保護されているかということなんです。気持ちだけをお述べになつておつても、あなたは無視しないようにやっています。無視してはならないと思ふ、これだけでは実はその実際の該当者は十分に保護されるであろうか、こういう懸念があるから、その辺については十分に万全な対策をとられますか、こうお聞きしているわけです。ところが十分考慮をしなければならぬと思ふ、という御返事では、これは私は疑念が解明されたとは言いがたいわけなんです。十分にそういう方々の利益も守られているのです。これこそこういう状況で、こういう答弁をひとつお願いしたいと思ふのです。

○川田政府委員

民法の不法行為の規定によって保障される方々でございますから、そういう方々の利益に対しては絶対に支障を与えないようにいたします。

こつているのですよ。漁業補償一つにいたしましても、いま述べられておるようにその簡単に、幾ら民法の規定といえども、補償に万全が期せられるというふうな状態ではないわけですね。したがって、私ももう少しこの法律によって、これらの保護事項あるいは賠償事項、損害賠償ですね、これらのものがやはり明確に規定づけられていないければいけないのではないか、こう考えるわけでございます。

○川田政府委員

免許権者である都道府県知事が監督いたします。

○渡辺(武)委員

先ほども言ったように、都道府県が工事主体になっているのですよ。だから工事をする人、その人が自分自身を監督しておるわけだ。だからその辺にも実はたいへん問題があるわけですよ。ほとんどが公共団体が工事主体となつて埋め立てをしておるところが非常に多いわけですね。これはお調べになつておるからおわかりだと思いますが、その事業主体が実は監督者である。それはどうなるんだらうか。自分でやりながら、おい、いけなさん、自問自答しながら埋め立て工事をするのか。にもかかわらず、実はたいへんないろいろな追認をしなければならぬといふような事情が起きてきておる。これは皆無とは言えませんね、実際には、だからそういう場合には、

いやしくも県が主体となるような場合には、その上の機関がこれをチェックするといふようなことがなければたいへん問題があつて残されてしまうのではないかと。工事主体即監督機構、こういうふうな状態に質問するところ、それは大臣が許認可をして与えることになっておりました、という返事が返つてくると思ふのですよ。しからば、国の機構の中で許認可を与えた大臣が工事に対するどういふ監督をしていらつしやるか、こういうふうにお聞きしたいわけですよ。

○川田政府委員

無願埋め立てのケースを考へてみますと、免許権者である県知事、企業体としての県がそのような無願埋め立てをやつたという例は、私どもとしては見当たるところは皆無だと思つております。無願埋め立ての実態のケースといふことになりまして、大体考えられるのは、もちろん法について全く無知な地元住民の方といふケースもござりますが、大体半分以上のケースは、いろいろな市町村の事業として行なう他の工事、たとえば漁港工事というふうなケースについての無願が多く発見されておりますが、それ以外のかかりに市町村が行なつた無願埋め立てというのについての監督ということでございます。それは地域を管轄しておる都道府県知事が監督を行なうといふことで一応差しつかえないのではないかと。いかにいふに考へております。

○渡辺(武)委員

差しつかえないのではないかとおっしゃるけれども、現実に埋め立てがされておる、認可以外に埋め立てがされておる、そういうのはおにも市町村の主体の工事だといまおっしゃつたけれども、それ自身をお認めになつていくわけでは、したがって、その埋め立て工事自身の監督のやり方、実際、許可をしてからあと、それが適法に埋め立て工事が進められているかどうかのチェックはどの程度でやつていらつしやるのですか、こう先ほどお聞きしたわけですよ。現実には、県が主体になつておるところはほ

とんどありません、こういう返事だったわけですから。しかし市町村がやっているところに間々そういうものがあります、こういうことですから、例えば、県当局が認可をした、その認可したあとの工事の進捗についての監督というものがきわめて不十分ではないか、こういうことが言えるわけですから。国はそれに対してどのような処置をとられるか、こういうことをお聞きしておるわけです。

○川田政府委員 いままでの埋め立て行政の反省という点から言いますと、追認というよりな前度で甘えて、無断埋め立てというよりなケースもわりあい甘く考えられていたというふうな私どもも反省している次第でございますが、今回の改正を機に、そうした無断埋め立てというよりなことが絶対ないように、監督する立場である知事に対して、建設、運輸両省で十分に指導通達等も出して、まずそのよりな無断埋め立てがないようにいたしますとともに、また工事中の監督等につきましても、適正化の指導を十分やっていますかと思ひます。

○渡辺(武)委員 質問が重複をいたしますからなるべく避けてまいりますが、最後に環境の面について、これはいろいろな方々からすでに御質問になっておられますので、私は別の角度から環境面を取り上げたいと思ひます。

つまり、公有水面を埋め立てをする場合は、泥土あるいはスラッジ、土砂等によつて埋め立てられてまいります。したがつて、その埋め立てられたあとは、これは山林等と異なりまして一木一草も実ははえていないのです。見渡す限り広漠とした土地が展開しておる。したがつて、本来この埋め立て地には、環境を守る最小限のものとして三分の一ぐらいは緑化を義務づけなければいけないのではないかと。多少書いてはありますが、ごさいますけれども、本来的にはつきりした義務づけを行なう必要があるのではないかと、こう考えるわけです。特に今回そのようなことが明確にされていなくとも、それは環境を守る上か

らいつたいへん必要なことであろう。前回の当委員会におきまして都市緑地を拡大をしていくというところが論議されておつたわけですが、新しく公有水面を埋め立てて日本の国土が広がっていくところがあるのが広がった国土は、いまも申し上げておられますように一木一草もはえていない荒廃たる土地になつておるわけですよ。したがつて、公有水面の埋め立てをする場合のその土地については、少なくとも三分の一ぐらいは緑化しなければいけません、植樹をしなければいけません、ごさいます。

○川田政府委員 私どももいたしましては、このたびの改正の第四条の「免許の基準」の中に、第四号「埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模が適正ナルコト」ということで、緑地、空地というよりなものの適正な規模をこの条項によりまして確保する考えであります。

○渡辺(武)委員 「埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模が適正ナルコト」と、第四条第四号に書いてある。したがつてこの中で緑化を義務づけていくんだ、こうおっしゃつておる。それで間違いないんですか。

○川田政府委員 そのとおりでございます。○渡辺(武)委員 緑化といつてもいろいろございまして、何十万坪の敷地に松の木を一本植えたら緑化になるのかどうか。その辺を少なくとも面積の三分の一ぐらいを緑化せしめるべきではないかと、私はこの意見を申し上げておるわけですよ。いまこの法律四条四号により緑化が義務づけられてあるんだとおっしゃいますが、その義務づけである面積はどの程度なんですか。敷地に対してどういふ割合なんですか。

○川田政府委員 四号四号の運用に關しましては、同じく第四条の第二項で、「前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということで、命令の中にそのしつた必要な原則ないしは基準のよりなものを私どもとして掲げたいと思つておるわけですが、それが埋め立て地の面積の何分の一であるかというようなことにつきましては、まだ私どもとしては検討中でございます。

○渡辺(武)委員 少なくとも法律が提案をされておるわけですからね。「政令」とか「命令ヲ以テ之ヲ定ム」というよりな、その命令の内容とか政令の内容の要綱ぐらいは実際は当然もうできていなければならぬのですよ。また全然ございせんか。

○川田政府委員 いわば環境アセスメントに關連するよりな項目につきましては、環境庁とも十分相談いたしまして、運輸、建設、関係各庁で今後至急検討を續けて、なるべく早く基準というよりなものを定めたいと思つておるわけですが、現在のところまで作業はそこまで進んでおらない次第でございます。

○渡辺(武)委員 委員長、すでに法案が審議されておるわけですから、こういう法案の中に「政令」とか「命令ヲ以テ之ヲ定ム」というよりな問題については、当然その細部にわたつて、それは完全なものができていないまでも、要綱は当然できていなければならぬはずだと思つておるわけですよ。にもかかわらず、当局の答弁は、これからまだまだ所管庁と相談をして一生懸命に努力をしていきませう、こういうことですか。本来からいけば、それ一言でもつてこの審議はほんとうはできないわけですよ。実際には、法案の審議に入つた、要綱点が出てきた、これはどういふことになつておるのですかとお尋ねすると、いま関係各省と相談をしてこれから一生懸命に審議してまいります、こういうことですか。これは重大な問題だと私は思つておる。実はこの法律の中にあります「政令」あるいは「命令ヲ以テ之ヲ定ム」と、昔のことばで書いてありますが、こういうものについては至急次の委員会までにその要綱を出していただきたいと思つておるわけですよ。

○藤部委員 清水徳松君。○清水委員 大臣がおられますので案件のほうから御質問を申し上げたいと思ひます。

○川田政府委員 現在日本国内における埋め立て地の面積といふものがどの程度のものであるか、お知らせ願ひたい。

○川田政府委員 私どももいたしまして現在把握して居るものは昭和二十年から四十七年までの埋め立ての実績でございますが、十一万二千七百二十六ヘクタールという数字を把握しております。

○清水委員 それがお知らせ願ひたいと思ひます。それからついでに、これからの程度の埋め立てが予定されておるか。それだけなら多少おわかりじゃないかと思ひますので一緒にお知らせ願ひます。

クタール、農用地が四万五千二百二十ヘクタール、公共施設その他の用地が二万五千五百二十ヘクタールというものがこの十二万二千の内訳でございます。

○清水委員 これから埋め立てが可能であるというふうに思われる、いわゆる予想なんです、その面積は大體どの程度でしようか。

○川田政府委員 見当といいますが、定義の問題にもなるわけでございますが、公有水面の埋め立てが経済的な採算性といいますが、利益を無視しても一応土地をつくる意味があるというふうな、そういう経済判断を別といたしますと、水深二十メートルまでの日本の沿岸の海域と申しますのは大體一百万平方キロ程度でございます。三十七万平方キロというのが日本の陸地の面積でございます。一百万平方キロといふのが大體……

○清水委員 これからの程度埋め立てが予想されるかということですね。それはわかりませんか。

○川田政府委員 運輸省と建設省とは若干その辺の立場は異なるかと思つてございまして。と申しますのは、運輸省は直接港灣計画等に基つて出てくることの埋め立ての計画というものが把握できるわけでございますが、建設省は全くの免許に対する認可官庁という立場で行政を実施いたしておりますので、先生の御質問でございますが、建設省としては将来の埋め立ての見通しについて数字といふものを把握しておりません。ひとつ御了解いただきたいと思つております。

○清水委員 今後どの程度埋め立てが予想されるかといふことの資料がないということでございます。すのちでよつと次の質問が困難になるわけですが、これは運輸省の管轄であろうと思つていただけます、これは埋め立ての能力といふか、それはどの程度のものであるか。埋め立てと船といふか、しゅんせつ船といふのが大體何隻ぐらいで、馬力としては大體何馬力程度のものであるか。そしてそれはしゅんせつ能力、いわゆる埋め立て能力といふものはどの程度のものであるか。現在

ある隻数、それから馬力、そういうものから推してどの程度の埋め立て能力があるか、それをお知らせ願いたいと思つております。

○岡部政府委員 ただいま日本に存在いたしておりますしゅんせつ船の年間の埋め立て能力あるいは船の総馬力数等について御説明申し上げます。現在わが国が保有いたしておりますポンプ式のしゅんせつ船、いわゆる埋め立てに使われるしゅんせつ船でありまして、このポンプ式しゅんせつ船は、大體馬力にいたしまして全体で約六十五万馬力でございます。隻数は、私本日ちよつと資料を持っておりませんが、大きいものでたとえ七千馬力、八千馬力、九千馬力という一ぱいの馬力がございまして、小さいものは何百馬力というオーダーもございまして。それから、このしゅんせつ船総量によりまして年間どのくらい埋め立てができるかといふのは、土の量にいたしまして約四億立方メートルでございます。

○清水委員 大體、四億立方メートルというほどの程度埋め立てできるものですか。それは場所によつて違つてしまふけれども、さっきの質問でもどの程度の埋め立てが予定されているかといふことの数字が出なかつたわけですね。したがつてこの質問もちよつと答弁いただけないのじゃないかと思つていただけます、埋め立て面積にして大體どの程度できるものであるか、お伺いいたしたいと思つております。

○岡部政府委員 これはおっしゃいますとおり、埋め立てますところの水深もしくは埋め立てする土地のでき上がり高さによつて非常に違つたわけでございますけれども、一応十メートル平均の厚さを埋め立てということにいたしますと、四億立方メートルでございますから四千万平方メートル、すなわち四千ヘクタールということになるわけでございます。したがつて、十メートル平均の厚さとするれば年間に四千ヘクタールの埋め立て能力があるといふふうに御了解願いたいと思つております。

○清水委員 それから、目下しゅんせつ船を建造しておるものもあるだろうと思つていますが、特に東

京湾等に四十万トン、五十万トンというよりな非常に大きなタンカーが出入りするようになりまして、東京湾の水深は最低三十メートルは必要とするでしようし、そういうふうなことで相当高いしゅんせつ能力を持った新船を建造する必要があるだろうと思つております。それで大體どの程度のもので建造されておるか、おわかりでしようか。

○岡部政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、確かに、港灣のたえば水深でございますとかそういうふうなもので、全体から見ればスケールが大きくなつてきておる。そのために新しい手段を考えていかなければならないということ、しゅんせつ船も新しいもの、いわゆる大型化したしゅんせつ船をつくらなければならぬということ、これは事実でございます。ただ、先ほど約六十五万馬力であると申し上げましたが、この六十五万馬力といふものをさらに増強するといふ気は現在私どもあまり持っておりません。大體このくらいで頭打ちにすべきではなからうかという考え方でございまして。したがつて、非常に陳腐化したあるいは小型であり使い道がない、不経済であるといふようなものの代替でありますか、あるいは先ほど先生も御指摘ございましたような深いしゅんせつのできる特殊な能力を持った船、そういうようなものになるべく限定するということ、このしゅんせつ船の建造計画というものを私ども見守つておるということが事実でございます。

○清水委員 そうすると、同じく六十五万馬力程度のところで押えたいということでございますが、その能力としては相当高度な能力を持つたものになるであらうかといふことが予想されるわけですね。そして、大體四千ヘクタールぐらいの、あるいはそれ以上のしゅんせつ能力といふものが出てくるだろうと思つて、それからすると、水深二十メートル以上ということが出されたデータですけれども、これからいわゆる埋め立て可能地域の面積が大體一百万平方キロということになりますか。何ヘクタールでしようか、これは大體何年分ぐらいありますか。年間四千ヘクタールあるいは

それ以上埋め立てするとして、これから日本の埋め立て可能地域は大體一百万平方キロ、そうすると何年分ぐらいということになりますか。

○岡部政府委員 一応、ただいま先生の数字をそのままといたしまして、一百万平方キロでございますから百万ヘクタール、したがつて百万ヘクタールを四千ヘクタールで割りますと二百五十年ということでございます。

○清水委員 何か数字を間違つていないですか。いまの日本のしゅんせつ能力といふものは現在——これはもちろん埋め立て可能地域です、それから、予想される地域の数字が出ないことにはちゃんとしたことはわからないわけですね、しゅんせつ能力が非常に余つておるといふふうにはわれわれは聞いておるわけですね。したがつて、この能力をいかにして回転させるかといふことで非常に苦慮しておる、したがつて今後ともどんな埋め立てをするような方向で、この埋め立て業者といふものはそういうふうな立場からも埋め立てといふことについて一そり各方面で圧力をかけておるものになるのじゃないかといふふうには聞いておるものですか、お伺いいたしたわけですね、埋め立て船が余つておるといふような状況はないですか。

○岡部政府委員 現実の問題といたしまして非常に波がございまして。現実には埋め立てをするといふ、いわゆる発注量といふものが、一般の市況と申しますか、好不況の波より若干少しくれてまゝ波がございまして。したがつて、非常に不況の時代にはいまの六十五万馬力というは余るといふことがございます。それからちよつと景気がよくなり、いわゆる民間設備投資が少しふえてきて、工業用地需要——やはり工業用地需要が大きなウエイトを占めておりますので、工業用地の需要がふえますとむしろ若干足りないふうになるというふうなことで、必ずしも一がいに足りるとか余つておるとか、あるいは足りないとかいふ段階では

それ以上埋め立てするとして、これから日本の埋め立て可能地域は大體一百万平方キロ、そうすると何年分ぐらいということになりますか。

ないのじゃないかという判断を私はいたしており  
ます。

○清水委員 そうすると、現在ではこの六十五万  
馬力という埋め立て能力というものは、埋め立て  
を刺激する材料にはなっておらないということ  
ですか。

○岡部政府委員 変な話でございますが、しゅん  
せつ船があるからといって埋め立てをしなけれ  
ばいけないのだという要素が大きくなっておるとは私  
考えておりません。

○清水委員 それではしばらくの間またこまかい  
問題を続けたいと思えます。

いま各地で埋め立てが行なわれておるわけで  
すが、ぼくが非常に關心を持ったのは、川崎市の日  
本鋼管がやっておる扇島の埋め立てでございます。  
ここは千葉県の山をくずしまして、船で砂や  
石、砂利を運んでおるわけです。これは運営の問  
題になってからの話なんです。これは運営の問  
題も、それ環境破壊である、あるいは公害源にも  
なっておるか、そういったようなことで非常に  
大きな問題になっておるところなんです。すけれ  
ども、この山をくずすはやはり同じような問題  
を引き起こすおるといふことでございませう。扇  
島の埋め立てが千葉県の山をくずすと同じよう  
に、神戸港のほうでも新しい港の埋め立て、そ  
してまた建設をされておるわけですから、そこ  
でも六甲山をくずしておるといふふうに関  
しておるわけです。この山をくずす問題で非常に地  
元で大きな問題を起こしておるわけなんです。川  
砂利採取、それから採石の場合は、いま採石法ある  
いは砂利採取法等に基づいて許可制となり、認可  
制をとり、きびしいとまではいかなくても相当の  
規制が行なわれておるといふことになるわけ  
ですけれども、しかしいわゆる採石法中心とした山  
くずしには何らの法的な根拠がないということ  
で、特に千葉県、埼玉県、神奈川県等においては非常  
に困っておる。この場合は一山これ破壊されるわ  
けですから、大きな環境破壊になっておるわけ  
です。それから土砂くずれの危険、あるいはそれを

運ぶためのダンプ公害、こういったようなものも  
引き起こされておるわけでありませう。それから、  
その仕事のあと、きれいに整地までやってくれ  
ればいいのだけれども、取りっぱなしであと  
はほったらかしておくとおるといふような状態になるわけ  
です。

こういふような状態を見るときに——どうも埋  
め立ての話をしながら山の話をするのはまことに  
関連性がないような気がするわけですから、  
やはり埋め立てのほうと同じような問題が土砂を  
取るほうから起こっておるといふことを考える  
ときには、あながち無縁のものではないという立  
場では、これは通産関係になると思いますが、ひと  
つ質問を申し上げたいと思つておるわけなんです。  
埋め立てのための土砂というものはごく一部だと思  
いますが、いずれにしろ山間部あるいは平地にお  
ける土砂の採取について今後どのような規制をす  
るつもりであるか。特にこの埋め立てが行なわれ  
ておる周辺の千葉、埼玉、神奈川県等では非常に  
困っている問題でありますので、その点について  
通産省の御見解をひとつ承りたいというふう  
に思つておるわけなんです。

○原野説明員 業として砂利の採取を行なう者に  
つきましては、現行の砂利採取法によりまして、  
まず第一に、災害防止等に関しまして一定水準以  
上の知識、技術等がある業務主任者、これは固  
家試験の合格者でございますが、その業務主任者  
を置くというふうなことを条件といたしました業  
者登録が必要となっております。そして登録され  
た業者が実際にその地で砂利の採取を行なうとい  
うことになりました場合には、災害の防止の方法  
あるいは施設等に関する事項を記した採取計  
画等を各都道府県知事に提出して認可申請をする  
わけでございます。そして都道府県知事がその認  
可をする場合にあたりましては、もちろん砂利採  
取が他の者に迷惑を及ぼしあるいは災害等のおそ  
れがあるかどうかということも十分にチェックす  
ることが、砂利採取法の十九条に規定されてお  
ります。これがさらに災害防止という見地から、採

取あと地の埋め戻しあるいは土どめ工事等、必要  
な条件を認可の際に付することができるようにな  
ってまいります。またさらに、災害防止上必要  
な採石法にあたりましては、災害防止上必要  
があるというふうにお認めされました。二  
十二条によりまして採取計画の変更命令、あるいは  
二十三条による緊急措置、停止命令というふうな  
ことも発せられるようになってまいります。そのほ  
か、特にこの砂利採取の問題につきましては、付  
近の住民あるいは関係市町村等が直接的な利害関  
係を有するということも当然でございますので、  
この観点から、現行砂利採取法におきましては三  
十七条において地元住民の声を反映させるような  
規定も設けられておりました。そういった要請が都  
道府県知事に対してなされた場合には、都道  
府県知事は必ず必要な調査を行ない、その結果に  
基づきまして適当な措置を講ずるというふうな規  
定が定められておりますので、一応私どもは、現  
行砂利採取法の範囲におきましてはそういった災害  
の防止につきましては二重三重のチェック体制が  
制度上はできておるといふふうにお考えしてお  
ります。しかし、先生御指摘のように、この採取法の  
実際の運用につきましてはさらに都道府県とも十  
分連絡をとりまして、こうした災害防止の観点の  
より一そうの徹底をはかしていきたい、こうい  
うふうにお考えしております。

○清水委員 いま通産省のほうからお答えいた  
だいたのは砂利採取法ですね。採石法については御  
説明なかったけれども、大体同じような形で規制  
をされておるわけですか。ところが、いま千葉県  
で、埋め立てのために日本鋼管のやっておるの  
おそれから砂利採取法にも採石法にも規制されな  
いような形で山をくずしておるのじゃないかと思  
われるわけですか。現に埼玉県、千葉県、そして神  
奈川県においても、昨年の七月になりましたと  
いわれる採石法に対する規制の条例をつくりまし  
て、何とか規制をしようとしておられますけれど  
も、いかにせん砂利採取法、採石法のような法的  
な根拠がない。したがって届け出制といったよう

なことで非常にまぬるい形でこれを監視してい  
るにすぎない。そういう中で、今日のような非常  
な採石法のための破壊された状況、荒廃した状  
況というものが各地で起こっておるのござい  
まして、その点、通産省はどうかというふうにお  
考えになっておるか。特に埋め立てに関係のある採石  
についてひとつ御見解を承りたいと思つてお  
ります。

○原野説明員 先生の御指摘のように、土砂の採  
取に伴う災害は人命あるいはその他家財に対する  
影響が非常に大きいわけでございます。現在商  
品としての骨材、いわゆる砂利あるいは砕石等に  
つきましては砂利採取法、採石法等による規制が  
行なわれておるわけでございますが、土砂はこの  
砂利採取法、採石法の対象外となつておるわけ  
なんです。しかし、一般に土砂の採取等は砂利採取の場合と  
非常に態様が異なつておりました。土木工事の際  
の整地等のための除去あるいは地造成といふよ  
うな場合が一般的には考えられるわけでございます  
が、それらにつきましては別に宅地造成等規制  
法あるいは地すべり等防止法というふうな法律が  
ございまして、それらについては、その点につ  
きましては、私どもは非常に考慮をいたして  
おるわけなんです。

○清水委員 これは取つてからの話ですからね。  
たとえは現在扇島の埋め立てで取る千葉県の採石  
場といふんです。その方面、あるいは埼玉県のわ  
れわれの見聞する各地において起こつておる状  
況というものは、全然そういうふうな規制の網に  
かからないような形で、非常に困つておるとい  
う状態が出ておるわけでありまして、その点につ  
きましては、埋め立てのために日本鋼管のや  
ておる砂利採取法あるいは採石法と同じような形  
で採石法といふものをつくつて、同じように規制を  
していくというふうな御意思はないのかどうか  
全く環境破壊あるいは公害、それからあと地の処  
理等においてむしろ砂利よりもこれはやっかいで  
ある。特に岩石の場合、採石法の場合なんかは、  
いわゆるがけくずれといったようなものの危険は  
むしろ土よりも少ないわけでございます。土の場  
合はちよつとした風水にも非常に流されやすいと

なことで非常にまぬるい形でこれを監視してい  
るにすぎない。そういう中で、今日のような非常  
な採石法のための破壊された状況、荒廃した状  
況というものが各地で起こっておるのござい  
まして、その点、通産省はどうかというふうにお  
考えになっておるか。特に埋め立てに関係のある採石  
についてひとつ御見解を承りたいと思つてお  
ります。

○原野説明員 先生の御指摘のように、土砂の採  
取に伴う災害は人命あるいはその他家財に対する  
影響が非常に大きいわけでございます。現在商  
品としての骨材、いわゆる砂利あるいは砕石等に  
つきましては砂利採取法、採石法等による規制が  
行なわれておるわけでございますが、土砂はこの  
砂利採取法、採石法の対象外となつておるわけ  
なんです。しかし、一般に土砂の採取等は砂利採取の場合と  
非常に態様が異なつておりました。土木工事の際  
の整地等のための除去あるいは地造成といふよ  
うな場合が一般的には考えられるわけでございます  
が、それらにつきましては別に宅地造成等規制  
法あるいは地すべり等防止法というふうな法律が  
ございまして、それらについては、その点につ  
きましては、私どもは非常に考慮をいたして  
おるわけなんです。

○清水委員 これは取つてからの話ですからね。  
たとえは現在扇島の埋め立てで取る千葉県の採石  
場といふんです。その方面、あるいは埼玉県のわ  
れわれの見聞する各地において起こつておる状  
況というものは、全然そういうふうな規制の網に  
かからないような形で、非常に困つておるとい  
う状態が出ておるわけでありまして、その点につ  
きましては、埋め立てのために日本鋼管のや  
ておる砂利採取法あるいは採石法と同じような形  
で採石法といふものをつくつて、同じように規制を  
していくというふうな御意思はないのかどうか  
全く環境破壊あるいは公害、それからあと地の処  
理等においてむしろ砂利よりもこれはやっかいで  
ある。特に岩石の場合、採石法の場合なんかは、  
いわゆるがけくずれといったようなものの危険は  
むしろ土よりも少ないわけでございます。土の場  
合はちよつとした風水にも非常に流されやすいと

いったようなことでもございまして、簡単に道路をふさぎ、そしてまた簡単に河川はくずれ落ちてくる。そして先般なんかは作業員が道路工事の最中に土に埋没いたしましたし、なくなるといったような事件も起こっております。それで、そういうふうな採土というものはかえって砂利採取あるいは採石よりもっと危険の度合いが大きいんじゃないか。だからむしろきびしく規制して、環境破壊なり公害なり、あと地の処理などをきちっとした形で処理するようにすべきだと思っております。その点、採土法をつくる御意思がないかどうか、ひとつお伺いをいたしたいと思います。

○原野説明員 先ほど御説明申し上げましたように、私どももいたしましては現行の各種関係法規の運用の強化ということである程度の規制はできるのではないかと考えております。特にこうした埋め立て等のために土石を採取するのはいわゆる土砂の移動というよりな形でこれをとらえるということが一般的には考えられておるわけでございますが、どうしてもそのよりな形では十分な規制ができない、直接土砂の採取を規制することを目的とした法律を制定するというよりなことを考える場合におきまして、先ほど申し上げました宅地造成等規制法あるいは地すべり等防止法というよりな既存の法律との関係を十分に考慮した上でなければお答えができないということではないかと考えております。

○清水委員 それじゃ現在埼玉県、千葉県、そして神奈川県、またおそらく兵庫県あるいは京都府等々で起こっております採土に対する問題について、県として条例をつくって何とかして災害を防止しよう、環境破壊から守ろうといったようなことでもやっておりますけれども、それに対する何らかのてこ入れも適度者としては考えておらないのか。その辺のところ、あらためてひとつ御見解を伺いたいと思っております。

○原野説明員 扇島地区を対象とした千葉県条例の例につきましては、私どもも実はすでにある程度の情報をつかんでおりまして、千葉県当局に対

しまして、砂利採取業者に対しましては現行砂利採取法による十分な規制を行なうようにということとを指示しております。すでに千葉県におきましてもその旨の調査を行なっております。ただ、その他の土砂一般を対象とした規制につきましては遺憾ながら、建築材料におきましては砂利採取法を所管しておりますので、その他の物資を対象としたことについてはお答えを保留させていただきますと思っております。

○清水委員 各県においてはこの問題が非常に大きな問題であって、いわゆる河川の埋め立てあるいはいわゆる公有水面の埋め立てにも現在密接に關係しておることです。さらにそのみならず各地域に非常な困った状態として頻発しておる問題、しかも災害を起こしておる一番大きな原因でもございまして、ひとつこういってたような関係都府県の苦しい状況に対しては当然法的な根拠を与え、的確なる行政指導をそれに基づいて行なうということをやらねばならないかというふうな思いわけですが、そちらも保留されましたので、こちらも保留をいたしまして次に進みたいと思っております。

大臣が来られませんが、また條件をやつていきたいと思います。埋め立てなんかをやる場合に、やはり一番大きな問題は漁業権の補償であるようにあります。しかし、いわゆるその補償をされた、そして漁業権を放棄せざるを得なかつた漁民、あるいは漁民に限らず農民、こういったような方々は、一時的には高い補償金をもらったとあるわけですが、生活をしていくというところではあるわけですけれども、長期にわたつてその方々の行く末というものを見た場合に、その後非常に生活のパターンが狂つたというか、そういうことで非常に苦しい生活、みじめな状態に落ち込んでいくというふうな状態が非常に多いわけですね。補償の額が多いからといってその後余生を安楽に送るだろうと思つたら大間違いであつて、そういう人はあまり持つ

たことのない金が原因で墮落したり、そういういたようなケースが非常に多いわけでありまして。したがつて、この際やはりそういうたような方々に対する単なる補償ではなくて、いわゆる転業のための指導を行なうのが一番大切なことではないでしょうか。特に漁民あるいは農民の方々の場合はなかなかこれといった技術がないから、その点非常に気を使わなければならない面ではないでしょうか。特に、駐留軍労働者、これは全く関係ないと言われればあれですが、年とつてから、米軍が帰つてそれして転業をせざるを得ないというふうな場合に備えて、国は雇職者の特別措置法というものをつくりましてできる限りの指導を与えておるという、そういうたてまえになつておるわけですが、その点、漁業補償あるいは農地の補償によつて職を失ひ転業せざるを得なかつた方々に対して、そういうたような転業に対する行政指導というものを行なうべきではないか、そういうふうな思いわけですけれども、その点について、これは建設省のほうですね、どのようにお考えになつておるか。

○岡部政府委員 運輸省からお答えを申し上げますけれども、漁業補償をしたあとの漁民の転業もしくはその生活状態のいわゆる追跡調査と申しますか、そういう意味での問題点をいま御指摘があつたわけでありまして、私どもも非公式にいろいろな話を伺つております。ただ漁業補償したあとのアフターケアにつきましては、国が行なうというよりは、地元事情に精通しております地元公共団体にお願いして行なうという態でございまして、私も接しております。ちなみに、一つ千葉県の例を申し上げますと、昨年の末現在で、千葉県下で漁業権を放棄いたしました漁業協同組合が三十二組合ございまして、この組合員、約一万四千六百人の組合員がおつたわけでございますけれども、このうち約六千人が転業をいたしております。残りの八千六百人も転業を希望しておるというのが実態でございます。県はこの転業のための対策協議会

を設けまして、いろいろ相談であるとかあるいはあつせん指導をやつておるところでございます。したがつて、この国としての財政援助であるとかなんとかいふのは、私どもはほのぼのとしてと筋が通いますものですか、そういうことは運輸省としてはしてありませんけれども、やはりこういうアフターケアをしていって、先生おっしゃつたとおりその後のことまで考えないといかぬということ、これは私も全く同意でございます。○清水委員 これは埋立法の非常に本質的な問題にも触れることになりましたが、公有水面を埋め立てるといふことは、あくまで公共団体あるいは国の責任でなければならぬ、そういうふうな思いわけです。したがつて、そういういふ埋め立てのために職を失つたような方に対しては、国また地方公共団体が全責任を負つて雇職者対策をやるという制度的なものがやはり必要であらうというふうな思いをいたします。特に補償の問題がかえつて、補償をされた方々のその後の状態というものをよく見るときに、必ずしもうまくいってないといつたようなことがざらに見える、むしろ一般化しておる今日においては非常に大事なことではなからうか。どうしてこれは法制化が必要である。駐留軍の雇職者対策と同じようなレベルの扱い方というものが必要じゃないかというふうな、現実というものをよく見てつくづく考えたわけですね。その点あらためてひとつ運輸省から、また農業――農業のほうは来てないが、お答えを願いたいと思っております。

○岡部政府委員 繰り返しの御答弁になるかと存じますけれども、先生のおっしゃること、全く私どもとおなじでございます。私どもも、最近の漁業補償をいたします際に、いわゆる現金補償だけではいけない。たとえば埋め立てをいたしましたその土地の一部を漁業組合に提供する。それでその土地の活用ということ長い間、言うならば利益があがるようにというふうな補償の方法等もみな考へておる次第でございます。ただ、いまおつ

たことのない金が原因で墮落したり、そういういたようなケースが非常に多いわけでありまして。したがつて、この際やはりそういうたような方々に対する単なる補償ではなくて、いわゆる転業のための指導を行なうのが一番大切なことではないでしょうか。特に漁民あるいは農民の方々の場合はなかなかこれといった技術がないから、その点非常に気を使わなければならない面ではないでしょうか。特に、駐留軍労働者、これは全く関係ないと言われればあれですが、年とつてから、米軍が帰つてそれして転業をせざるを得ないというふうな場合に備えて、国は雇職者の特別措置法というものをつくりましてできる限りの指導を与えておるという、そういうたてまえになつておるわけですが、その点、漁業補償あるいは農地の補償によつて職を失ひ転業せざるを得なかつた方々に対して、そういうたような転業に対する行政指導というものを行なうべきではないか、そういうふうな思いわけですけれども、その点について、これは建設省のほうですね、どのようにお考えになつておるか。

しゃいましたよ。直接的な離職者等に対する対策というものは、まことに恐縮でございますが、私どもの直接の所管でございませんで、ここで、そうあるべきだとは存じますが、どういふふうにするかということのお答えは私でございませんで、御了承いただきたいと思ひます。

○清水委員 ほんとういへば、それをお答えできないというのじゃ、ほくら引き下がないわけなんです。というのは、もうあまりにもみじめな状況が多いのですから。特に漁業補償を受けたよるな人、農地の補償を受けて転職するよるな人というのはいくらも技術のない人が多いわけ。私も農村出身なんですけれども、百姓をやめたらほんとうの話何にもやるものはないわけ。おそれらく漁民の方も同じだと思ひます。ですから、それを親切に追跡調査を皆さんのほうでなさって、事態をもう少しつかんだら、そのよるな無責任な答弁は返つてこないのじゃないかと思ひます。特に補償関係でこれは政府全体として考へてもらいたいのですけれども、ダムの補償だとか、それからいろいろな公共施設を取り上つて転業せざるを得ないよるな、土地を取りますけれども、そういうふうな場合に非常に多いわけですが、そういうふうな全部にかかわる問題であります。そういうことのために転業せざるを得ないよるな結果に追ひ込まれるわけ。それはむしろ協力した人たちですから、それだけ国が責任を負わなければならない、法制化をしなければならぬ責任があるだろうと思ひます。

ですから、どこか一カ所、たとえば鹿島なら鹿島という一点に集中してでもいいから、よく新聞社がやるでしょう、それと同じように追跡調査をして、この人たちは一体どういふよるなことになるか、おぼろげなことは、それこそ賢明な政府にできないことはない気がするわけなんです。そういうふうな状態をわれわれは直感的に、あちこちで見ただけですから何となくそういう感じがすると思ひます。

きないでおるわけ。しかしながら政府が本気になつてその実態調査を、追跡調査をしてつかもとすればできないことは絶対ないよるな気がするのです。それに基づいてひとつ救済のための法制化をしてもらいたい。それでない、補償したつて補償だけじゃだめだといふよるな声があります。大きくなつて、おそれらく何をやつたつて円滑にはいかない。そういう補償以前の問題でひつかつてしまふのじゃないかという感じがするわけ。非常に重要な問題でありますので、しつこいよるな気がするのですけれども、ぜひひとつ政府として重大なる決意を持つて考へていただきたい、そういうふうな思ひます。もう一べん責任のある答弁をしていただきたい。追跡調査をする決意があるかどうか。

○閣僚政府委員 またどうも繰り返しの御答弁で恐縮でございますけれども、追跡調査、これは確かに必要だと存じます。先生のおっしゃるとおりだと存じます。したがつて私も、この企業者あるいは免許権者である地方公共団体にも、こういうことをしてくれといふことをこれからは強く要望してまいります。その結果によつてわれわれがどういふふうな考へるべきかという点についての考へ方をまとめていきたいと思ひます。

そこで、先ほどおつしやいました法制化というのを、私も所管だけではないからといふ意味で先ほど非常に否定的なことを申し上げましたが、現実の問題としては、本日の漁業権抹消に伴つての離職者という問題であるならばこれは水産庁の問題かと存じますので、これはさつそく水産庁とよく話をいたすことにいたします。

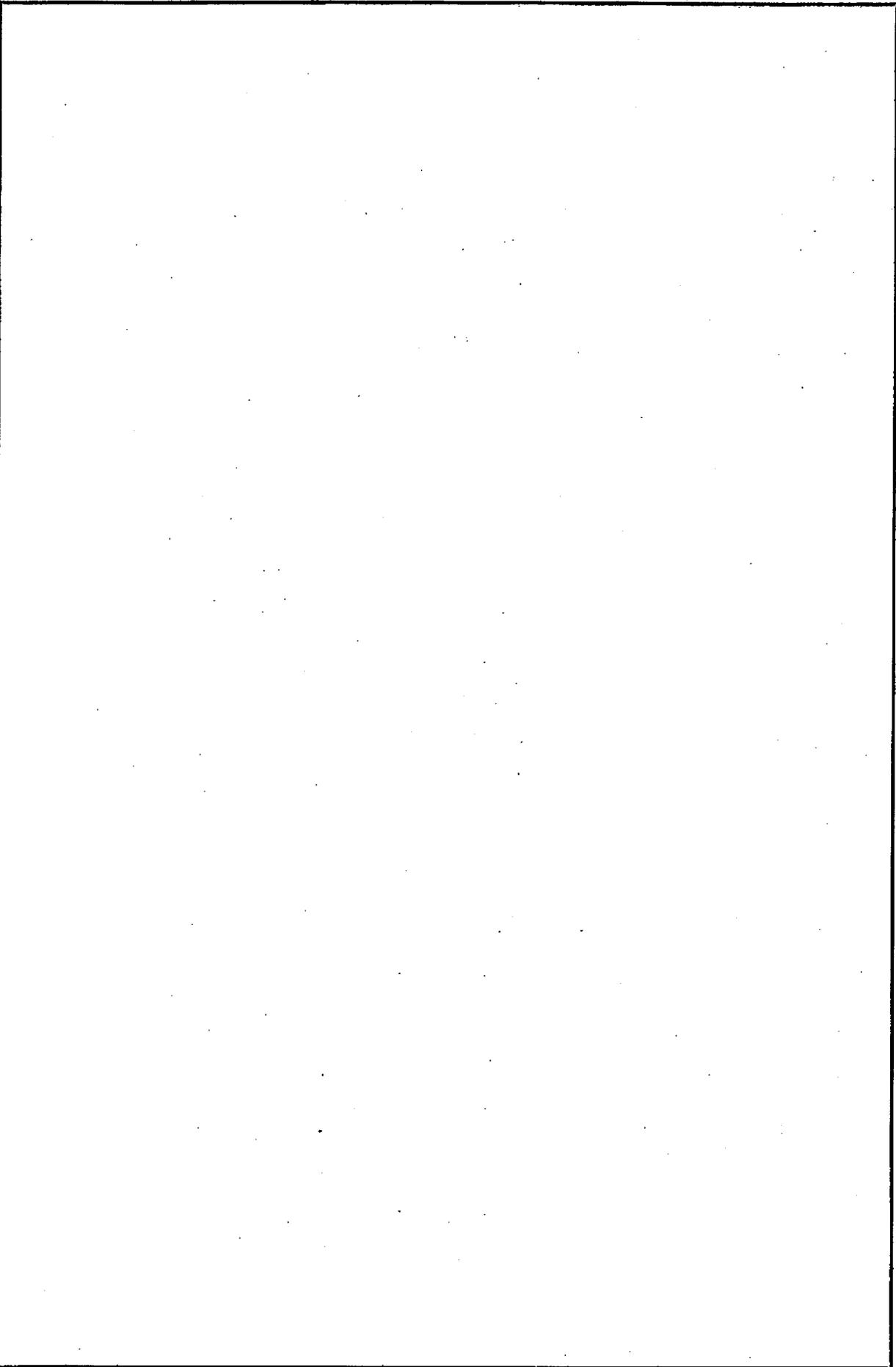
○清水委員 これは水産庁だけの問題でありませんで、農林省の問題でもあり、さらにまた林業、農林省の管轄でありますけれども、非常に広範囲にわたる問題でありますので、これは大臣が来てからぜひもう一回お伺ひしなければならぬことになりまして、政府としての強い態度をぜひ聞きたいわけ。離職者対策と同じよるなものをぜひひとつつやつていただきたいというのが、ほくら身

につまされるものがありますから、要求をしたいというところをございませんで。

○大津留政府委員 ただいまの御意見は、各省が行ないます公共事業に大なり小なりみな問題を含んだ問題だと思ひます。政府といたしましては、そういう補償の基準として閣議決定をした補償要綱というのを定めておりますが、これは建設省が一応主として研究をいたしておりますので、ただいまお話しございました転業者の追跡調査、これはサンプル的にどこかを選びまして、ぜひひとつ徹底的に調査をいたしてみたいと思ひます。その結果を踏まえて、ただいまやつております補償の要綱基準が現実に沿わないといふよるな点がございしたら、これを改善いたしまして、そういうふうな生活の再建、ほんとうに転業がりつぱにできるというよるな形にもつていきたいと思ひます。

○清水委員 ほんとうは埋め立てに対する基本的な態度から始めるつもりだったのですけれども、大臣がおられませんでしたので、要件から質問を申し上げたわけですが、その要件の中にもなかなか答弁の得られないものがありました。本論に触れることは、運輸大臣も含めて大臣がおいでになつてから御質問申し上げたいと思ひますので、きょうはこれでやめさせていただきます。

○閣僚委員 次回は、来たる二十二日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。  
午後四時十八分散会



昭和四十八年六月二十七日印刷

昭和四十八年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A